

平成26年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成26年6月17日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

---

## 開議の宣告

### ○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 道下和茂君と11番 中村重光君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

### ○議長（若原敏郎君）

日程第2、一般質問を行います。

3番 鏑本規之君の発言を許します。

### ○3番（鏑本規之君）

おはようございます。

部長となって初めての一般質問の方も見えられると思いますけれども、私は今回、入札について5回目の質問ということになります。いろいろ入札については、私のところはよろず相談所みたいなことがありますして、事務所のほうに多くの相談が来ております。よって、好む好まざるは別として質問をさせてもらうわけなんですけれども、今回も入札について、最低制限価格どんぴしゃでの入札が多いということで、改めてそのことについてお伺いをいたします。たくさんの質問事項がありますので、今回は順序正しく眼鏡をかけて質問したいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

最初に総務部長にお伺いしますので、よろしくお伺いをいたします。

本市においての入札状況は、入札金額が下回ると失格となる最低制限価格と同額での複数社での入札が数多く見受けられ、くじによって請負業者が決まっています。その状況を踏まえ、お聞きをいたします。

最低制限価格と同額での入札と、それを下回ると失格となる今の制度をどう思われますか、総務部長にお伺いをいたします。

### ○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、最低制限価格制度と同額での入札でございますが、最低制限価格の算出方法及び予定価格を事前に公表していますので、これらの情報をもとにされまして、見積もりを行う業者の方が積算努力をしまして、同額での入札になるものと考えております。

また、最低制限価格を下回った場合に失格とする制度につきましては、公共工事における品質の確保と、ダンピング受注による公正な取引秩序の疎外、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止し、建設業を初めとする関係団体の健全な発展を期するために必要な制度であると考えております。今後も適正な価格で工事が施行されまして、市内業者の方の育成が図られますように、この制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、本市において、最低制限価格と、建設部から出される工事で同額の入札がどの程度あるのか、まずそれをお聞きし、またその状況を総務部長としてどう思っておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

まず、前年度に最低制限価格制度の対象となりました工事は59件ございます。また、このうち最低制限価格と同額での落札は16件ございました。この結果につきましては、先ほども申し上げましたように、最低制限価格の算出方法を公開している、また入札に当たりましては予定価格も事前に公表しておりますので、それに基づきまして見積もられる企業の積算努力によるものと考えております。よろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、59件という回答の中の16件ということですが、私が伺ったのは、産業建設から出される入札の件数について同額での件数が何件あるかということをお聞きしたわけですので、改めて御回答をお願いします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

今、質問では産業建設部ということでございましたが、通告のほうに産業建設部という限定がなかったものですから、ちょっとそこまで調べてございませんので、申しわけございません。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

それでは先に行く前に、今年度において建設部から出される工事の本数、Aランクへ出される本数というのは7本なんです。前年度もそれに近い本数ではなかったかと思っております。早い話が、建設部から出される入札は大半が同金額で、国によって決められているということなんです。この金額にぴたっと当てることが企業努力と言われますけれども、他市・他県においてそのようなことは非常に少ない。本巢市においてだけすばらしい業者がおるといふふうに解釈をしてよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

本巢市におきましては、入札の透明性や公平性が保たれた中で厳正に入札を執行しております。また先ほどの、最低制限価格の算出方法も公表している、また予定価格も事前に公表しております。それとまた、入札後には工事設計書につきましても、入札の執行後であれば情報公開請求により公表しておりますので、それら各種資料を分析していただいて企業の方が積算されているものと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

それぞれの考えでありますのでどうのこうの言うつもりはありませんけれども、この件について何度も何度も質問をしております。ただ、私が思うに、最低制限価格よりも下回る金額を算出する企業が多々あるわけなんです。その人に入札を失格とすることが本当に本巢市民のためになるのかということをお考えますと、少しくエスチョンマークがつくと思っております。

その中で、改めて制度のことについてお聞きをしたいと思っております。

本巢市にはAランクと呼ばれる業者が10社前後あると聞いておりますが、本年度、産業建設課から発注されるAランクの工事は7工事しかありません。それとは対症的にCランクの工事は多く、Cランクの業者が入札によって請負業者となって、仕事は格上のBランクの業者を下請として使っている現状と、中には丸投げをしている業者もいると聞いています。この状況、現状を踏まえ、お

尋ねをします。あえて聞きますので、よろしく願いをいたします。

本巢市には、Aランク業者、Bランク業者、Cランク業者と分かれておりますけれども、業者がこの業者の現状と、A・B・Cと分けられているルールを改めてお尋ねいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

日本の経済は緩やかな回復基調が続いている中で、中小企業の方がどれだけの恩恵を受けているのか不明でございますが、本市の土木一式工事の発注状況について、A・B・Cのランクごとの現状について報告をさせていただきます。

土木一式工事の平成21年度の工事金額は、A・B・Cランクを合計いたしまして9億5,000万、22年度は8億6,000万、23年度は11億8,000万、24年度は9億1,000万、25年度は9億2,000万で、この5年間の平均額は9億7,000万円ほどでございます。またその内訳としまして、Aランクの業者が請け負った金額が約6億円、Bランクが2億2,000万円、Cランクが1億5,000万円となっております。また、この金額を業者の数で割った1社当たりの平均工事額でございますが、Aランクが4,600万、Bランクが1,600万、Cランクは1,700万という状況となっております。ただし、これは本巢市だけの工事金額でございまして、国や県等からの工事金額や下請の工事金額も含まれておりませんので、よろしく願いいたします。

また、本年4月1日現在、市が把握する市内登録業者のうち、土木一式工事のランクの状況でございますが、Aランクが15社、Bランクが16社、Cランクが13社でございます。それに対しまして、平成25年度の建設課の土木一式工事件数につきましては合計で70件ございまして、その内訳としましてAランクが9件、Bランクが13件、Cランクが48件という状況でございます。

Aランク、Bランク、Cランクでございますが、その規模によって工事の請負金額、できる規模が決まってまいりますので、A・B・Cとランク付をしておる状況でございます。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

Aランク業者が15社、Bランクが16社、Cランクが13社という回答でございます。また金額においては、平均しますとBランクが1,600万で、Cランクが1,700万ということになっておりますけれども、どうしてBよりもCのほうが多いのかなというところが1つ不思議に思うところであります。

いま一度お伺いをいたしますけれども、Aランク業者は幾ら以上の金額で、もし金額で定められているとするなら、金額がA・B・Cでどのように分けられているのか、いま一度お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

Aランク業者につきましては土木一式工事で3,000万以上、Bランクでは土木一式工事で800万から3,000万未満、Cランクは800万円未満となっております。よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

本市においては、工事の景気・不景気いろいろありますけれども、市長等が東京等に陳情に行かれたりして、国等の予算もたくさんいただいてきておるように思います。また県においても、いろんな形で陳情等を行っていただいている現状を見ると、市そのものにおいては岐阜県の中でもトップクラスの仕事をいただいていると、金額を補助金等でいただいているというふうに思っております。このことにおいては市会議員の一員として市長に深くお礼をしたいと思っておりますけれども、現状において、本年度、Aランクが行う3,000万以上の仕事は7件しかないというふうに伺っておりますけれども、15社いると言われるAランクの中で、7つしか市の発注工事でAランクがとれる仕事がないということについてどのように思われるのか、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

今、鏝本議員の質問は3番目に飛んだんですか。

○3番（鏝本規之君）

はい。

○議長（若原敏郎君）

じゃあ、3項目めの質問に教えてください。

○総務部長（神谷義幸君）

土木一式工事でAランク業者を対象といたしました工事は、平成23年度は14件、平成24年度は8件、平成25年度は9件を発注しているところでございます。

公共工事は、本市における地域経済の活性化等、経済波及効果にも寄与する重要な事業でございます。その発注に当たっては、工事の規模、内容に応じた技術水準を有する建設業者を選定し、契約内容の適正な履行の確保が求められているところでございます。

土木一式工事のAランク工事は、3,000万以上と先ほど申し上げましたが、市発注の工事は地元要望、財政状況を総合的に勘案して予算化しておりますことから、年度において必然的に工事件数や工事金額にばらつきが生じております。また、Aランクの業者につきましては、市の建設工事に限らず、国や県の建設工事の入札に参加していただいている工事もあるかと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

通告は1、2、3というふうになっておりますけれども、重複することがありますので、飛ぶことがあるので、議長としてはよろしく御配慮のほどお願いをしておきます。

先ほども聞きましたけれども、4番目となると、A・B・Cと金額はどのように分けているか、この回答はいただいておりますので、もう1つの、Cランクの業者が請け負ってBランク業者を下請として使っている状況については、総務部長にお伺いをするよりも副市長に伺ったほうがよろしいかと思われましたので、後でまたそのことを含めてお伺いをしますので、よろしくお願いをいたします。

今、総務部長からいろいろな説明等ありましたけれども、私が思うに、同額での金額での入札が多い。確かに県や国からの仕事も請け負えということでございますけれども、国においても県においても非常に財政が厳しい中において、特に県においては、高速道路の建設においてことしだけでも300億、来年は600億もしくは700億の予算が組まれている。その中の3分の1を県が負担するということになれば、当然、県の財政も、輪転機でお金を刷れば出るようなわけじゃありませんので、当然どこかの予算を削らなければならない、そういう状況下になってくるかと思っております。その中で、一番簡単に予算を削減できるのは何かというと、建設道路工事というところに持って来るんじゃないかなというふうに思いますので、今回の質問に至っているわけなんです。

その中で、今、部長のほうからの説明によりますと、Aランク、Bランク、Cランクの中で、Bと呼ばれる業者の平均の請負金額が1,600万であり、格下のCランクの請負金額が平均すると1,700万円ということで、逆転しているかなという思いがしております。

そういう中において、Cランクの人が一社で5本も6本も入札を行い、そして受注をされている。その業者は重機もなければ従業員もないという状況の中において、その仕事を全て丸投げという形でBもしくはAの業者に委託をしている。この現状を踏まえ、副市長としてどう思われているのかということと、請負金額を、Aランクは7本しかない現状を鑑みると、もう少しAランクの請負金額を極端なことを言えば2,000万に下げるとか。また、Cランクの仕事が多い、また重機等も持っていないような業者がおるということを鑑みて、請負金額の上限をCランクにおいては半分程度、四、五百万まで下げることについてどう思われるかということと、もしそうなった場合のメリットとデメリット等をお聞かせ願えれば幸いですけれども、まずその前に、現実として、今、本巢市の工事の中においてどのような状況で、いろいろな形で不適合な工事も行われていると思っております。そういうことも含めて市長にお伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

副市長ですね。

○3番（鏝本規之君）

副市長です。

○議長（若原敏郎君）

5番目の項目の答弁と、今の2番目のCランク業者が落札してA・Bランクに下請させているというところを含めて副市長ですね。

答弁、副市長、できますか。じゃあ、副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

Cランクがたくさん受けているという状況でございますけれども、これにつきましては、昨年の例でいきますと、特に平成25年度のCランクの受注件数が多いということで、Bランクの業者を下請に使ったというようなことだというふうに思っております。

それから、それぞれ工事請負業者のランクの金額を下げた場合でございますけれども、工事業業者は規模や技術力に応じましてランク付、格付がされておりますけれども、このランク付のもとなりますのが、経営審査のために業者から県へ提出された資料に基づきまして、年平均の完成工事高、また技術職員数、自己資本額、建設業の従事職員数、各種保険の加入状況、また経営の状況の内容によって県が算定した総合評定値がございます。これによってランク付するというものでございまして、この県から送付される総合評定値通知書によりまして、市の建設工事格付点数の基準に基づき、A・B・Cの事業者に格付を行っているものでございまして、先ほど総務部長のほうから説明したとおり、このランクに応じて受注できる工事金額を定めているというものでございます。

このことを踏まえて、工事金額を変更した場合のメリット・デメリットというのを考えますと、まず工事受注の下限を引き下げた場合は、高い技術力や施工能力のある業者が受注することができ、工事の品質向上が図れるということが一つのメリットであろうというふうに考えております。それからデメリットといたしましては、各年度の1工事当たりの工事金額、また発注件数によって一概には言えないと思っておりますけれども、下位ランクの業者の受注額が減少するという一方で、下位ランクの業者の経営等に影響してくるのではないかとというふうに考えております。

それから最近の事例ということでございますけれども、一応、昨年度につきましてはCランクの件数が多いということで、それぞれ適正な発注を行っているわけですが、その辺につきましては業者等に指導していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

答えにくい部分もあろうかと思っておりますので、余り深く追及すると、初めてのことで少し手を緩めたいと思っておりますけれども、はっきり言いまして、A・B・Cのランクの中で災害協定を結んでいる、建設業界と。けれども、災害がいざ起きたときに、重機もないところがどうして災害協定を結べるのか。お父ちゃん、お母ちゃんしかいないところが、どうして何ができるんですかと。ただし、その協定を結んでおくことによって点数が、重機を持っている業者も持っていない業者も同じように扱われる。また除雪等においても、一生懸命で除雪をするために、雪が降る

か降らないか、予想が出たために従業員を待機させて、またそういう機械を待機させて持っておるという業者と、そういうものは一切かわりごせんせんということでやっている業者と、差がついてしかるべきだと思っておるわけです。

ですので、受注金額、要するに400万円以下としたと、また2,000万円以上と、A・B・Cと分ける場合にですね。そういうふうにしたことによって、前向きに本巢市の中で建設業として、業として一生懸命で会社の経営をし、またその対価として、御礼という気持ちで感謝の念を持って社会奉仕ということに積極的に参加している業者との色分けをすべきではないかという思いが非常にしているわけなんです。特にことしのように雪が降らないときにおいては、そういうことで待機をしている業者にとっては非常にその経費が重荷になってきているわけで、そういうものを手厚く保護するとまでは言いませんけれど、ある面で仕事が受注できるようにするのが市の役目ではないかと思っております。

そういうことも含めて改めて副市長にお伺いをいたしますけれども、私が何遍も何遍も一般質問等で指摘している今の入札制度のあり方と、今私が提言しているような方法について、何らかの考えがあるとするなら、お答えをお願いいたします。

○議長（若原敏郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、私が思う入札制度ということでよろしゅうございますね。

入札制度につきましては、工事等の財源が税金等で賄われておることから、よりよいものをより安く調達するというのが原則とされております。より安いものを求めますと、低価格による受注が進んで、不当に安く受注するダンピング受注につながるということから、適切な契約の履行が確保できないおそれがございまして、行政サービスの質が低下するといった支障も生じてくるというふうに考えております。また、受注者側からいたしますと、下請へのしわ寄せ、また労働条件の悪化などの問題も懸念されておりますことから、透明性の確保、また公正な競争の促進、不正行為の排除など、入札契約制度を適切に活用していくということが必要であろうというふうに思っております。

また、現状のルールについてもどういうふうに考えるかということだと思いますが、建設業につきましては、議員からも御指摘がございましたように、地域の雇用を支えるといったことや、除雪、また災害発生時の対応といった地域の安全・安心の確保ということの観点から、大変大きな役割を持っておるというふうに考えまして、地域における健全な建設業者の育成ということは重要な課題であるということ踏まえまして、技術と経営にすぐれた業者の育成及び公共工事の品質を確保するという観点から、現在のA・B・Cランクの格付、また請負金額等につきましても制度の見直しや、また除雪等に対する協力、また地域貢献度に応じた指名等での優遇策といったものを今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

少しづつルールを変えていくと。また、入札金額等においても検討するということでもありますけれども、入札の今の中でもあるように、予定価格を公表していますよということなんですけれども、予定価格は、基本的には国、国交省等の受注においては予定価格の公表はしておりません。また県においても、8,000万以上の事業においては公表をしない方向に向かっております。本巢市においても、健全な入札、またダンピング等云々を鑑みたときに、予定価格の公表は入札が済んだ後にすべきではないかと思っておりますので、そういうことも含めて、もしそれに対し何か御意見があるなら、副市長に改めてお伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それではお答えいたします。

予定価格の公表につきましては、最低制限価格等での複数業者の入札を減らす方法といたしまして事後公表とする自治体もございます。また現在、国におきまして予定価格の事後公表が実施されておりますし、県においても一部工事について事後公表が実施されているということでございますけれども、市におきましては、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止、また予定価格の漏えいなどの不正行為の防止を図ることを重視いたしまして、予定価格の事前公表を行っておるところでございます。各自治体におきましても事後公表を試行的に実施しているということもございますので、今後、本市におきましても、国・県の事後公表の結果、また他の自治体の制度運用の状況等、動向も含めて研究をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ありがとうございます。いろいろと前向き前向きということでございますけれども、前向きにやっただけであれば結構でございますけれども、前向きに進まなければ、また改めて同じような質問をしたいと思っております。

県においては、このことについてちょっと問いただしたところ、前もって予定価格を公表することによって業者からのいろんな質問等が少なくなるから、本音としては全部予定価格を最初に公表したほうが楽であると。後から公表すると、何かしゃべったときにそれが事件になる可能性があるから、本当は嫌でございますというのが職員の本音だったというふうに思っておりますけれども、本巢市においてはそういうようなことはないかと思っておりますので、次のほうに移っていきたいと思っております。

初めての答弁等々で、私も質問のほうがり上手でございませんで御迷惑をおかけしたかと思っておりますけれども、今からの答弁のほうは新人の部長ではありませんので、よろしく願いをいたします。

鳥獣対策についてお伺いをいたします。

本市では、鳥獣被害対策としていろいろな事業を行っていますが、農家の人から被害が少なくなったという声を余り聞いておりません。農家の人たちからは、減るところか、鹿やイノシシ、また猿はふえているよということでもあります。

そのようなことを聞く中において、私も猟友会の人のおつき合いもありますので、猟友会の方に話を伺ったところ、鹿やイノシシ、確かにふえていますよということなんです。また、猟友会の人たちの、鹿やイノシシ、猿等はふえるけれども、猟友会のメンバーはちっともふえないということなんです。どうしてそんなにふえないのかと聞いたところ、鉄砲を持つということについてのルール等々が非常に厳しいということで、今の若い者がそういうものに余り興味を持たないということらしいんですね。ですから、前から猟友会のメンバーでおる人たちは、新人が入ってこないから、だんだんだんだんと年を食ってくる。高齢化が進み、そのうち本巢市においてもハンターと呼ばれる方がいなくなるのではないかと心配をしておるというふう聞いております。逆に、鹿やイノシシにとっては非常にありがたいことであって、鹿やイノシシ、猿にとっては唯一の天敵であるハンターがいなくなるということは、大手を振って我が本巢市を歩き回れると。悪いことをしようということになるかと思っております。

そういうことをなくすためにも、少し提言、またいろんな政策等々をしなければいけないかなと思っておるわけです。その中でちょっとお聞きをするということになったわけなんですけど、私は、正直なことを言って、こちらのほうは余り専門ではありません。たまたま東京に陳情に行ったときに、こういう等々の問題が国会等で議論されている。そういう中において、また猟友会の人たちからこういうものがあると非常にありがたいなということで提言をいただきましたので、そういうものができたらいいなということで、改めて今回質問をするわけでございます。

建設部長にお伺いをいたしますけれども、猟友会の人話によりますと、鹿が1年間に1万3,000頭の子どもを産むということなんです。猟友会の人たちが何らかの形で猟をして処分している頭数は8,000頭近くであると。差し引き5,000頭近くが毎年毎年ふえていくんですよ。そのことによって、だんだんだんだん下のほうに鹿が出てくるんですよというような話を聞いておりますけれども、この本巢市において鹿、イノシシの実態、ふえているのか減っているのか、お伺いをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

では、本市における鹿、イノシシ、猿などの増減についてお答えをさせていただきます。

平成23年度の岐阜県ニホンジカ生息数調査報告書によりますと、岐阜県には5万頭を超える鹿が生息しているとされておりまして、本巣市内の生息数は、実際に把握はしておりませんが、同調査報告によれば、岐阜圏域の推定生息数は6,800頭を超えておりまして、その生息数の推定調査から6割ほどが本巣市とその近隣に生息していると考えとするならば、4,000頭ほどの鹿が生息していると推定されております。一方、近年の捕獲数は本巣市内では年間十七、八頭程度でございまして、固定数を減らすには至っていないのが現状でございます。

また、イノシシ及び猿につきましては、岐阜県下における生息数は把握されておりませんが、イノシシについては、県下で、平成21年度以降、毎年8,000頭以上を捕獲してもなお固体数の減少が見られない傾向でございまして、本巣市内でも同様に、近年3年間で108頭を捕獲しておりますが、地域からの被害申し出状況による被害の増加から、固体数が減少しているとは思われません。さらに、猿につきましても近年では年間二十数頭しか捕獲できておらず、地域からの被害申し出状況による被害の増加から、生息数の増加が懸念されているところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今お聞きをしまして愕然としたところであります。鹿に至っては4,000頭いるのに18頭しか処分をしていない。4,000頭を雄と雌と分けたとしても2,000頭おって、その鹿がどのぐらい産むかということ想像しただけでも、ちょっと寒けがしてきたようなわけでございます。

けれども、本巣市においては鳥獣害対策としていろんな予算が組まれております。今行っている対策としてはどのようなものがあるのかということと、また、ことし猿を捕獲するためのおりをつくったというふうに聞いております。また、それを捕獲するために3回ほど行ったかというふうに聞いております。その成果と、捕獲された猿はどのようにされているのか、お聞きをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を根尾総合支所長に求めます。

根尾総合支所長 小野島広人君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得（小野島広人君）

それでは御質問についてお答えします。

現在、鳥獣被害対策としましては、獣害防止柵の設置に対する助成、モンキードッグの育成への助成と、猟友会委託によりますわな及び銃器による有害鳥獣捕獲を実施しております。本年度、根尾地域に試験的に設置しました猿の囲いわなの成果につきましてでございますけれども、4月15日に囲いわなを設置しましたところ、きのう現在まで合計52頭を捕獲しておりまして、予想以上の成果が上がっていると考えております。また、その捕獲しました猿につきましては、猟友会に委託しまして殺処分ということを行っております。

[3番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

猟友会の方から聞きますと、捕獲された猿を猟銃によって処分をしておると。殺しておるといことなんですけれども、猿もさることながらということで、なかなか当たらないといことなんです。そしてまた、音のしない空気銃というもので撃っておるそうなんですけれども、猟友会のメンバーの中においても腕のいい人と悪い人がいるわけで、だから、なかなか当たらないで非常に困っておるといようなことを聞いております。じゃあどうして処分しておるんだといことと、ここではなかなか言いにくいやり方で処分をしておるといことなんです。そういうことも含めて、猟友会に対する指導のほう、またある程度の助成のほうを少し厚く見ないことには猟友会の人の腕が上がらないといことと、残酷な方法がまたこれからも行われるんじゃないかなといふうに心配をしております。

また、言葉は非常によろしいんですけれども、先ほどの建設部長の話によれば、4,000頭が18頭しか処分してないといようなことを鑑みれば、当然いろんなことをしていてもふえるばっかりだなといふうに思っておりますけれども、鳥獣害被害対策費用としてまたことしたくさんのお金が使われていますが、どれほど使われているのかといことと、また被害の実態はどのようになっているのかといことと、また合併して10年になるんですけれども、この10年間にどのよう被害対策に使われた総額とその効果をお聞きいたします。

○議長（若原敏郎君）

鏝本議員に聞きますが、3番目と4番目と同時に質問されたようですので、同時にただいまの質問の答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、年間の鳥獣被害対策費用、また農作物の被害額はどのようでお答えをさせていただきます。

年間の鳥獣被害対策費用につきましては、本巢市が合併して以来10年間の平均で年間835万円ほどとなっており、これとは別に、平成23年度からは国庫補助事業の鳥獣被害防止対策事業によりまして700万円から1,000万円ほどの費用を増額し、イノシシ、鹿、猿対策として獣害進入防止柵の設置経費として使っておるところでございます。

一方、農作物の被害金額の状況につきましては、毎年、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく調査として、野生鳥獣による農作物被害状況調査の報告を各地域の農事改良組合長さんを通じて行い、被害面積の報告としていただいております。その報告を被害額に換算した内容によれば、本巢市が合併して以来、被害が最も少なかった年は平成21年度の597万円であり、最も多かった年は平成25年度で1,790万円となっておりまして、平均で1,060万円となっているところでございます。特に平成23年度以降は1,000万円を超える被害額で増加傾

向となっておるところでございます。

続きまして、この10年間の鳥獣被害対策費の総額、またその効果につきましては、本巢市が合併して以来10年間で鳥獣被害対策に要した経費は、平成23年度からの国庫補助事業と合わせて1億288万円となっております。その効果としましては、過去の鳥獣被害対策経費と被害額の状況を見る限り、対策費を多く支出した年は有害鳥獣の被害が多かった年でもあり、被害額の減少に寄与していると思われ、ある程度の効果はあったものと考えられます。しかし、先ほど申し上げましたとおり、近年、有害鳥獣（鹿、イノシシ、猿）による被害額の増加が顕著であることから、固体数の増加が考えられますので、今後はさらなる対策が必要であると考えておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

正直なことを言いまして、10年間で1億近いお金を使って、そして使った割には毎年毎年1,000万強の被害が出ていると。お金を使ったから被害が減るというわけではない。それは猟友会の人たち、また農家の人たちも気がついているかと思っております。先ほどの答弁の中に、約4,000頭で処分は16頭、17頭ということになれば、当然どんどんどんどん下に下がってくるのが当たり前だというふうに思っております。

その中において、新しい考え方として、またいろんなことを聞いてみると、猟友会の人たちが今行っていることにおいて、はっきり言いますと、手当をいただければいつでも捕ってきますよと。ただし、手当がいただければ、お金になりませんのでやらないということが本音だそうでございます。その中において、鹿やイノシシの肉、とうとい命をいただいて、そこから得る、本当に私としてはおいしい肉だと思っておるんですけども、そういう肉の価値観がないことによって、お金にならないから捕らないということなんです。

前にもこのことについて聞いておりましたので、東京等いろいろなところに行って陳情等してきましたし、お話等も聞いてきましたけれども、被害をとことん減らすのには、今、猟師の人たちがやっている肉、要するに猟で鹿を捕る、捕ったところで解体をしてしまうんですね、肉とか、はらわたとか。いろいろと解体をしまして、衛生管理が非常によくない。そういうことによって市場、公に出せない、衛生管理が悪いということで。また、うちに持ち帰ってきても、施設そのもの、設備そのものが非常に粗雑であると、余りいい設備ではないということで、それも公に売り出すわけにもいかない。ですから、せっかくいただいた命、それを無駄にしていることに対して非常に悔やみもあると。だから、言われても殺生はしたくないというのが本音だそうでございます。

そんな話を聞きますと、それでは衛生管理の行き届いた設備、また捕った命からいただいた肉を有効的に使うためにはそういう施設があればいいのですかと言ったら、そういうものをつくってもらえれば非常にありがたいということでもあります。そういうことを鑑みたときに、今の答弁の中で、本巢市の中において約4,000頭近くいるという、この近隣を合わせれば何万という鹿、イノシシが

いるかと思っております。それを年間に1,000頭、2,000頭という形で処理ができるような施設ができれば、おのずと、10年間で1億円もかけて何の成果もないようなものが、どんどんどんどん捕れば自然となくなるだろうという思いがしております。

市長において、他県でもそういうことをやっているところが1県か2県あると聞いておりますけれども、非常に規模が小さい。日本で初めてと言われるような大規模なそういう施設、金額にして約1億円弱でできるかというふうに思っておりますけれども、そのようなものをつくる気持ちがあるのか否か、市長にお伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

大変大きなお話をお聞きしましたけれども、先ほど来、産業建設部長、また根尾の総合支所長のほうからお話し申し上げておりますように、本巢市内も年々獣害被害というのがふえておりまして、大変困っているというのが現状でございます。特に猿の対策なんかにおきましては、本当に人間がおりの中に入って作物をつくっているというような状況でございまして、大変、鹿、イノシシ、猿等の被害の対策には苦慮しているところでもございます。

先ほど来お話がありますように、これは本巢市だけではなくて、近年こういった農作物の被害の拡大というのは全国的に広まってきております。特に中山間地というところにおきましては、山と田んぼ、畑との境がなくなってきた、どんどんと里山がなくなって、いわゆる家と山が一体的なような地域にどんどんなってきたということで、鹿、イノシシ、猿等の被害がふえてきておるということでもあります。

そういったことから、全国的にこういった野生動物の駆逐、いわゆる害獣を捕らえる、そういったことをやっていると同時に、せっかく捕まえたそのものを何とか使えないだろうかということで、日本ではもともと、先ほど鏗本議員が言われますように、野生の鳥獣を捕ったら食べるという習慣が日本ではございます。そういったことも踏まえて、ぜひ野生鳥獣の食肉、いわゆるジビエと申しておりますけど、こういったものを活用した地域活性化への取り組みというのが、野生鳥獣の駆除とあわせて食肉も使うというような、こういう両面的な取り組みというのが全国的に今行われてきております。

ちなみに、ちょっと調べさせていただきましたら、こういったジビエに取り組んでいる食肉加工施設というのは県内に既に4カ所ほど、すぐお隣の揖斐川町にもございますけれども、4カ所ほどございます。全国的には146カ所ほどあるようでもございます。こういう施設につきましては、先ほど議員のお話があったように、野生の害獣にはどうしても寄生虫が多くいるということもありまして、いわゆる衛生上の問題というのが最大の課題になってきておりまして、こうしたことから、岐阜県ではこうした取り組みも支援していこうということで、昨年11月、鹿、イノシシの捕獲の方法から肉処理、流通までの衛生上の留意点をまとめた「ジビエ衛生ガイドライン」という

のを、昨年、岐阜県でも策定されておりまして、こういったガイドラインに沿って県内の4カ所ある施設のほうも今取り組んでいるというふうに聞いております。

御質問のございました、こうした市内での食肉加工施設の設置につきましては、私も国のほうへ要望に行ったということも聞いておりますし、また県のほうにもお話に行ったということもお聞きいたしております。ぜひ猟友会等、関係者の皆さん方において、この施設を誰が事業主体、そして建設場所、それから事業経費等をどうするかというようなことを含めて計画を策定していただきまして、これをもって国・県の支援がいただけるような計画に仕上げているのであれば、市としても、有害鳥獣対策に貢献する施設でもございますし、また新たな地域おこし、また活性化の資源ともなるということから、私どもも必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。ぜひ計画が具体化されて、国・県・市一体となって支援ができるような施設、また設備ができれば大変望ましいんじゃないかというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今の答弁を聞きますと、何らかの形で許される範疇内のものができれば支援をしてもいいと、またつくってもいいというふうに聞き取りました。私も県の方のほうに伺ったところ、こういう施設をつくることにおいては50%の補助が出ますよというふうに伺っております。1億円の中の50%というと5,000万ですので、それはとても当市としてはきついであろうということで、国のほうにもいろんな形で今働きかけをしております。国会議員としては、前向きに考えてくれるということでございます。どれだけの補助がいただけるかよくわかりませんが、こういうものをつくることによってますます本巣市もよくなるかと思っておりますけれども、市長において、もう少し猟友会の方たちの協力を得るように猟友会の方たちにも働きかけをしていただいて、行政一体となって、民間も一体になってそういう方向に向かえるようにしていただければ、鳥獣害被害、10年間で1億円近いお金を使って被害がどんどんふえていくというような無駄な政策じゃない方向に向かえるんじゃないかというふうに思っておりますので、どうか前向きに、超前向きに考えていただくことを切に切望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。以上。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩いたします。あの時計で10時15分から始めたいと思いますので、自席へ戻ってください。

午前10時00分 休憩

---

午前10時15分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、4番 黒田芳弘君の発言を許します。

**○4番（黒田芳弘君）**

皆さん、おはようございます。

先ほど鏝本議員からもありましたが、新年度に入り初めての定例会ということでございまして、前に並んでいる部局長さんたちも大変フレッシュな顔ぶれとなりました。一方で、昨年改選された我々議員でございますが、こちらのほうはおなじみの顔ばかりで新鮮さには欠けますが、違った見方をいたしますと、それだけ気心の知れた仲間でもあります。対峙するのは議員間ではなく、行政執行部であるということを肝に銘じ、一致団結してしっかりとチェック機能を果たしていきたいと思っております。新任の部局長さんにおかれましても、常に市民目線の行政を念頭に、その職務の責任を果たしていただくことを願います。

今回は、税と教育の問題について2点6項目にわたりただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

それでは1点目、ふるさと納税制度への対応について質問いたします。

このふるさと納税は、「ふるさと」という名称はついてございますが、どこへでも好きな自治体へ納税することができ、年収などで控除額の上限が定められ、寄附金のうち2,000円を超える部分が住んでいる自治体から控除される制度でございます。

この始まりの経緯につきましては、地方間格差や過疎などによる税収の減収に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として、福井県の西川知事が2006年10月にふるさと寄附金控除の導入を提言し、ふるさと納税の発案者と言われております。現在、2次安倍内閣のかなめとして菅義偉官房長官が見えますが、彼は秋田の農家の長男に生まれ、地元の高校を卒業後、集団就職で上京し、働きながら大学で学び、政治家を志した苦労人として知られておりますが、自身が1次の安倍内閣の総務大臣の時代に実現したのがふるさと納税制度であり、地方を少しでも元気にしたいというふるさとへの思いがあったことだろうと思われまます。私も当時、これは成功をおさめ日本の中央で活躍する方々が、自身のふるさとを思い貢献できる心の通った政策だなど、感激しながら説明を聞いておりました。

そこで、まず1項目めでございますが、制度開始の2008年度からの本市の実績や状況についてお聞きしたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、制度開始により、これまでの実績と状況につきましてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度につきましては、議員がただいまおっしゃられましたように、平成20年4月30日に公布をされました地方税法等の一部を改正する法律によりまして、都道府県や市区町村に対しまして2,000円を超える寄附をいただいた場合に、個人住民税と所得税の一部が減額される制度で

ございます。本市におきましても「ふるさとともす応援寄付金」といたしまして同年9月より導入をいたし、市のホームページや広報紙で周知を行いまして寄附を募っているところでございます。

御質問のこれまでの実績と状況でございますが、平成20年度が6件で23万5,000円、21年度1件で10万円、22年度は同じく1件で5万円、23年度が3件で108万円、24年度は同じく3件で13万円、25年度が5件で20万円という現在の状況でございます。なお、今年度におきまして現時点ではございますが、3件の御寄附がございまして80万5,000円をいただいているというところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

1点、再質問をさせていただきます。

ただいま実績につきましては報告があったとおりでございますが、今言われた金額について多いか少ないかということは私としては判断材料がないので判断することはできませんが、逆に本巢市から他の自治体へ寄附したことについて、この場でわかればお答え願えないですか。

○議長（若原敏郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

本巢市民の方が他の都道府県もしくは市区町村へ御寄附をされた額につきましては、正確な数字というものは掌握できかねます。と申しますのは、本巢市民の方が申告をされた場合に限ってその額がわかるというものでございますので、そういった前提でということでお答えをさせていただきたいと思っております。

本巢市民の方が確定申告等によりまして申告をされました寄附の額が、平成20年度のこの制度開始以来ちょうど25年まで6年間でございますが、合計で214名の方が2,320万4,000円を他の自治体に寄附をされておるという状況でございます。ただ、この中には平成23年に発生をいたしました東日本大震災の被災地に対する寄附金、この寄附金だろうと想定される金額も含まれておりまして、特に23年は175人1,036万2,000円という他の市町への寄附という状況になっております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

この制度につきましては開始より7年目に入る制度でございますが、昨今の状況を見て、昨年の9月、総務省より各自治体へ次のような通達があったとお聞きしております。1としまして、寄附

金の収納方法の多様化を図ること。2といたしまして、寄附者の申告手続に係る事務負担の軽減を図ること。3といたしまして、寄附金の使途の選択と公表。4といたしまして、特産品の送付は適切に良識を持って対応すること。5といたしまして、ふるさと納税の積極的PRといった内容のこととあります。これを受けてのことかと推察をいたしますが、今年度予算計上されておりますふるさとともす応援寄付金事業の詳細と現在の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

ただいま御質問の、ふるさとともす応援寄付金事業の詳細と現在の取り組み状況につきましてお答えをいたします。

ふるさとともす応援寄付金事業につきましては、日本三大桜の一つでございます根尾谷淡墨桜や真桑文楽を初めといたします伝統芸能など、後世に伝えていかなければならないふるさとの貴重な財産の保護・保全など6つの事業を設けまして、これらの事業のために本巢市に寄附金をお寄せいただきます方から、まずは郵便、ファクスもしくは電子メール等によりまして寄附のお申し込みをいただき、その後、市から納入方法をお知らせいたしまして納付書をお送りいたします。それによりまして指定する金融機関で納付をいただき、寄附金の送達確認後に領収書をお送りいたしているところでございます。その後、必要に応じまして、寄附をいただきます方が居住されます市町村を所管する税務署または市町村で確定申告を行っていただくということになっております。

市といたしましては、皆様からいただきました寄附金につきまして、寄附者の御希望に応じまして、市政発展に係るそれぞれの分野に活用させていただいております。毎年その納税された額と使い道を公表しているところでもございます。またこれとあわせまして、御寄附をいただきました方にお礼状と、あわせまして市の特産品セットをお贈りしているところでございます。

こうした中、議員が申されましたように、総務省におきまして、通達前ではございますけれども、全国の都道府県と市区町村を対象に調査が行われました。それによりまして、寄附手続に係る改善すべき点といたしまして、納税方法の多様化が必要であるとの回答が多くございました。こうしたことから、市といたしましては、ことしの8月を目途にインターネットを利用いたしましたクレジット納付を可能とすることによりまして、寄附をいただく方の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。また、寄附をいただきました方へのお礼の品につきましても、過度にならない範囲で、本市の特産品など複数の中からお選びいただくような仕組みを現在検討しているところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

3点目、ふるさと納税制度に対する本市の課題と今後の方針についてお伺いいたします。

昨年10月、私は、所属しております勉強会であります岐阜青年市町村議員ネットワークの研修に参加をしてきました。その題目は、ふるさと納税制度でありました。

ここで先に資料の5を見ていただきます。

内容を報告いたしますと、ふるさと納税制度について、ここにあるトラストバンクの代表 須永さんを講師に招いて、自治体の特産品を特典にしたPR作戦を展開し、大いに寄附を獲得しようというもので、この会社は、自治体がふるさと納税でたくさんの寄附を獲得するため、その自治体の特典やホームページの宣伝などを企画し、自治体からその額に応じた契約料をいただくというもので、さらにこの会社は、ふるさと納税の情報を集めた「ふるさとチョイス」というインターネットサイトまで立ち上げている、ふるさと納税をビジネスとして利用している会社であります。

この勉強会の若いメンバーの多くは、これはいいことだから早速帰って取りかかろうということ盛りが上がっておりましたが、私は、こいつは大丈夫か、何か間違っているなという思いで帰ってきました。

このふるさと納税制度について調べていく中でいろいろなことが出てきましたので、御紹介をいたします。

まず、この制度を特集した雑誌が出ていました。この内容を見てみますと、資料1では、この全てを教えますということで、2,000円の寄附だけで特産品がもらえることや、どこの自治体へも複数にできること、その商品の到着が手軽で早いことなど、納税者のメリットを伝えております。

次に資料2では、年収と家族構成で見た全額控除される寄附額の目安、つまり最もお得な寄附額について載せてあります。

資料3では、納税先のベスト6ということで、何と全国1位なった各務原市が紹介されており、ここでは1万円の寄附に対し5,000円相当の特典があり、その種類は68もあるということで、中には子どもたちに人気のゲームソフトまでわざわざ開発したそうであり、このことは昨年10月ごろテレビで放映されたとのことであります。ちなみに、この各務原市は、22から24年度にかけ年間4件から6件、70万から80万ほどであった寄附金が、現在の形にした平成25年度は8月末までで215件259万円に急増したそうであります。各務原市といえば、市長は私とともに勉強してきた仲間の浅野健司でありますので、ある意味よく頑張っているなど関心をさせられたところでもございます。

次に資料4では、高還元率ベスト10ということで、1万円の寄附に対してどれだけの特産品がもらえるかというもので、何と1位のところは7,000円分の特典ということで、このベスト10に入るには半分以上の特典が必要ということになります。またこのほかにも、高知県の奈半利町では1万円に対しては5,000円ありますが、2万円に対しては何と1万5,000円相当のものがもらえるということでもあります。ほかにも特典をつけた具体例を見ると、鳥取県米子市は5,400円相当の63種類の特産品の中から好きなものを選べる特典にしたところ、寄附金は2008年度の1,067万円から2012年度は8,906万円にふえ、また2013年度から寄附金額と同等の1万円20キロ、2万円40キロの地元産の米を贈る特典にした長野県阿南町では、2012年度の270万円から、2013年度では11月に打

ち切った時点で1億円を突破したそうであります。

一方で、この制度創設を提唱した西川知事の福井県は、特典を設けていないためか、2012年度の寄附金は県全体で5,042万円と初めて6,000万円を下回ったが、それでも県は特典導入にはふるさと応援の趣旨にそぐわないとして慎重姿勢であるそうであります。この阿南町のように3万円の寄附のほぼ全額を特典とすると、寄附者の住む自治体の税収は3万円減り、寄附された阿南町自体も、経費で全額持ち出しになるので、実質的には税収はふえないことになり、こうなると米を買い付ける農家が潤うだけで、公的制度としては本当に適正なのかということになります。

最後に資料の5であります。先ほども紹介したよう、このふるさと納税を金もうけビジネスとして会社まで立ち上げている例や、この右上にあるよう、ふるさと納税を賢く利用して「我が家の食費は年間0円」などと広告したガイドブックまで出版をされております。この本を読んでいますと、この筆者は、東大の法学部卒で企業グループオーナーとして成功しており、所得税、住民税合わせて年間一、二億円を納めているそうであります。この制度を知り活用したいが、忙しいので、数万円のコンサル料で600万円分のお取り寄せグルメがもらえるのなら安いものだとして、先ほど紹介したトラストバンクの須永さんに委託をしたそうであります。この方は、出身地の岡山市には納税はいたしません。それは特典がないからであります。年収数億円もある人にしては実にせこい人間で、さらにこの本を出して、この上にまたお金もうけをもくろむ食欲さに関心をするとともに、この2人のふるさとへの思いといったものは一体どこにあるんだろうという思いがいたしました。

また、こんなことがありました。2011年、軽井沢町在住の住民が東日本大震災で被災した東北3県に約7億円の寄附を行った。この住民は、株式売却によって生じた住民税約1億円を源泉徴収されていたが、確定申告により寄附分が除外対象となり、約7,900万円が還付されることになった。このことにより軽井沢町は、この住民から本来納税される2012年度の町民税額が大幅に減少したばかりでなく、還付金額として4,700万円を負担することになったそうであります。なお、町長は、この住民からの納税額を超える還付金相当額については地方交付税で補填するよう求めているとのことあります。

この制度につきましては国の政策でありますので、地方自治体にとってはどうすることもできないのかもしれませんが、この制度を深く探るにつれ、こんなことを思いました。ふるさと納税を行った人は、本来居住地に納める住民税が減るにもかかわらず、それまでと変わらない居住地の行政サービスを受けるという点では、公平性の観点からすると疑問があります。ふるさとや被災地などへの個人的思いは、やはり本来の寄附という形のほうがすっきりいたします。寄附を促進する効果を目指すのであれば、寄附金額から2,000円を除いた金額を控除するという現行制度は行き過ぎであり、控除はその何割かに抑えるのが正しいやり方ではないか。また、出身地などに関係なく、どの自治体にでも可能としたことで、奪い合いが出ている現状があります。

ふるさと納税は、寄附金控除にしたことで税金の納付先の変更にすぎないので、あたかも寄附という聞こえのいい制度だけで、中身に疑問があります。ふるさと納税のそもそもの趣旨に立ち返ると、故郷を離れ、都市部で成功をおさめ活躍する人たちが、自分のふるさとを思い、何かに役立て

てほしい、また東日本大震災のような被災に遭った方々に少しでも思いを届けたいという、日本人が今まで大切にしてきた道徳性と助け合う美しい心がなければなりません。それが私は日本人としての誇りだと思います。

先ほどから延々と説明をさせていただきましたが、我先にと特典で寄附を奪い合う自治体、またこれを利用し、コンサル業務や本・雑誌で別のお金を得ようとする人たち、さらに、この業務を利用したり、本を読んで特産品をいかに上手にもらえるかを探る人たち、同じ日本人として恥ずかしく思うのは私だけでしょうか。このふるさと納税制度に対する本巢市としての考えと今後の方針について、市長にお伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

ふるさと納税制度の御質問にお答えを申し上げます。

先ほどる黒田議員のほうから、ふるさと納税制度の趣旨等々、そして今の現状等々の御報告をいただきました。私も、ふるさと納税制度というのは、純粹に、先ほどお話のありますように、ふるさとのために貢献したい、応援したいという納税者の思いを実現するための寄附金だというふうに思っております、議員が話しておられるように、私もそう思っております。そういったことから、先ほど御説明がありますように、特産品等の送付につきましては少し過熱気みではないかなというふうに感じております。

総務省におきましても、先ほど議員が中で触れられておりましたけれども、地方公共団体に対しまして、昨年9月、さらには本年の1月にも総務省から通知が来ております。これにつきましては、特産品の送付については適切に良識を持って対応することといった趣旨の通知を地方公共団体にいただいているところでございます。

そういったことから、本巢市といたしましては、今後もふるさとのために貢献したい、応援したい、そういった本来の趣旨に基づいたふるさと納税制度というのに取り組んでいきたいと思っておりますし、そのためにも、このまちを貢献したい、応援したいと思っただけのようなまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、謝礼品につきましても、本巢市のものではない、いろいろなものを考えているということはありませんけれども、やはり市内産業の支援にもつながるといことがございますので、先ほど部長がお答え申し上げましたように、市内の魅力ある特産品というものを種々これから選択させていただいて、多くのバージョンもつくりながら、しかしまた趣旨としては、この通知、そしてまた本来のふるさと納税制度の趣旨に反しないような形で対応していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、御寄附いただく個人ごとの御厚意を尊重するというふるさと納税の趣旨を今後ともしっかりと踏まえながら、また私ども、今、新聞・雑誌等々でやっているような過度な特産品競争に加わらないような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

[4番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今の答弁を聞きますと、本来の趣旨に基づいた節度ある対応をされるということで理解しますの  
で議論にはなりません、先ほど紹介した本の中で、この東大の筆者は後書きでこうつづけており  
ます。僕は、これからも毎年数百万円のふるさと納税をしていくと。それもこれも節税と無料お取  
り寄せグルメという営利的な動機があるからで、社会主義とかの非営利的な動機が長続きしない一  
方で、営利的な動機は絶対になくなるからだとしております。

各地で若い首長が誕生しておりまして、私が参加をしております勉強会でも、私よりもっと下の  
世代は何でもありの政策を推進する姿が見受けられます。確かに今の時代、自分のまちの税収をい  
かにふやすかは重要な課題であります。このふるさと納税制度に見る派手な戦略も、国の政策の弱  
点を逆手にとったもので、この筆者と同じように非常に打算的な考えであると思います。私は、こ  
れからもふるさと納税はしないと思います。それは、私のふるさとはこの本巢市だからであります。  
これをお伝えいたしまして、この質問については終わりたいと思います。

続きまして2点目、全国学力テストの成績公表について質問をいたします。

この全国学力テストは、全国の中学校一斉学力調査として1960年代にも行われておりましたが、  
当時、学校や地域間の競争が過熱したことにより、1964年をもって中止されたということでありま  
す。しかしながら、2003年の国際学力テストで順位が急落し、日本の学力低下が問題視され、2007  
年、43年ぶりに全員対象の学力調査を復活させました。このときに、愛知県の犬山市教育委員会は  
当時の市長と対立をいたしまして、競争原理の導入になるという理由で唯一参加をせず、その是非  
についてメディアで話題になった経緯がございます。2010年の民主党政権時には約3割の抽出方法  
と希望による自主参加の方式をとっていましたが、現在、小6・中3を対象の全員参加で、ことし  
も4月22日に224万人が参加し、全国一斉に実施されたようであります。

そこでまず1項目めでございますが、この全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの  
目的について教育長にお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

ただいま全国学力テストの目的についてということでお尋ねがございました。

国が実施しております学力テストの目的でございますけれども、大きく3点、国のほうは出して  
伴います。1点目は、全国的な子どもの学力、そして学習状況を把握・分析しまして、学習指導要  
領の内容につきまして検討を加えること。そして少人数指導加配、国の加配がございますけれども、  
そういう政策面について検討を加えること。そういうことの成果と課題の検証を行って改善を図る

こと、これが1点目でございます。

それから2点目でございますけれども、これは本巢市も大事にしているところでございますけれども、各学校における子どもへの教育指導の充実、そして一人一人の学習状況の改善に役立てること、これも本巢市が大事にしているものでございます。これが2点目でございます。

そして3点目でございますけれども、これまで行われてきた教育指導、日本全体の教育指導でございますけれども、この取り組みにつきまして検証改善サイクルを確立していきたい、こういう願いのもとに実施されているものでございます。

これらの3点の目的を目指しまして、先ほど議員がお話しになりましたように、小学校6年生では国語と算数、そして中学校3年生では国語と数学の調査が実施されているところでございます。以上でございます。

#### [4番議員挙手]

#### ○議長（若原敏郎君）

4番 黒田芳弘君。

#### ○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

ただいま目的について答弁をいただきましたが、今の中学生を見ていますと、期末テストや実力テスト前になるとそれを目標によく勉強をするようで、ごく最近では本屋などへ行くとそのテスト対策用の参考書とか問題集まで販売されており、勉強を習慣づけるという点ではテストというものは一定の効果があります。しかしながら、この全国学力テストというのは毎年4月、新学年当初の実施ということで、このテストのために勉強するということにはなりませんので、学習習慣の効果は期待できません。

そこで資料6を見ていただきますが、これは文部科学省の委託事業で、このテストを活用した学校改善の推進に係る実践研究で、これは群馬県教育委員会の取り組みであります。趣旨といたしましては、テスト結果から学力・学習についての課題を見出し、改善に向け実践研究を行い、普及を図る。内容は、前橋市内の8小・中学校を指定し、結果から自校の課題を見つけ改善を進める、県はそれを収集し、報告書をまとめ、全体へ普及を図るというものであります。

このように、このテストで大切なものは、結果をどうやって教育現場で今後の指導に生かすかというところであります。子どもの学力に関しては、家庭の経済状況や保護者の学歴にも左右されるということが分析結果から注目をされたわけですが、そうなりますと、子どもは生まれた時点でその学力がある程度決まってしまうということになり、これでは努力する意味がなくなってしまう。そうした分析から、どうやって格差を乗り越えて子供の学力を伸ばすのかということを探るということになります。

今回、平成25年度のきめ細かい調査にあわせて、お茶の水女子大に委託し行った結果、不利な環境を克服している子どもたちや学校の特徴が明らかになりました。それによりますと、1つ目といたしまして、朝食を毎日食べ、毎日同じくらいの時間に寝起きし、テレビやゲームの時間が少ない

などの生活習慣。2. 保護者が本や新聞を勧め、図書館へ行くなどの読書や読み聞かせ。3. 勉強や成績に関する会話、学歴期待、学校外教育投資。4といたしまして、授業参観や学校行事への積極的参加など、保護者自身の行動。5といたしまして、学習習慣と学校規則への態度などが特徴として上げられております。続いて、不利な環境にある家庭を多く抱えているのにもかかわらず、高い学力を示した地域の学校では、1. 家庭学習の指導の充実、2. 小・中連携の取り組み、3. 言語活動の充実、4. 基礎・基本の定着と少人数指導といった特徴があり、特に宿題の出し方や提出ノートの丁寧な赤ペン指導などが有効だとしております。

ただ、地域の状況にも違いがあり、例えば大都市では家庭環境に大きな差があり、一方で地方の小さな地域では家庭環境の差は小さくても、全体的な有利・不利は様ではなく、重要なのは、この全国学力テストのような客観的データをもとに、その学校に合わせた学力向上の方法を研究し、取り組むことのようにあります。

本市において、この全国学力テストの目的を果たすため、結果をどのように家庭も含めた教育現場で反映をされているのか、本市における取り組みについてお伺いをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

それでは、ただいま教育現場でどのように反映されているのかということでございますので、お答えをさせていただこうと思っております。

今議員のお話ございました中で、私どもも、最初にも申し上げましたが、一番大事にしておりますのは、やはり先ほどの目的の2点目の、それぞれの学校で子どもの指導の充実、そして一人一人の学習状況の改善、これにいかに関心を持って学力テストの結果を取り入れて次に進めていくのか、このことを大事に取り組んでいるところでございます。

それで、各学校におきましては、まずテストを行いました子どもたちに対しまして、個人の分析をもとにしまして、得意なこと、それから課題をはっきりさせまして、今後の個人の学習に役立つよう指導に当たっているところでございます。また、それぞれの学校におきまして、子どもたちの学習のつまずきを分析いたしまして、授業の中で扱う教材とか教具の工夫、これを子どもの状況に合わせてるように勘考したり、さらに教師や支援員の一人一人の子どもに対しまして指導・援助のあり方、これを合うように見直しを行う。こういうことを行いまして、わかる、できる、そういう授業に向けての改善を図っているところでございます。

また、一人一人の学習状況は違うわけでございますので、それに応じた指導を行おうということで、個人カルテを作成したり、文章を読む力や基礎・基本の定着のために朝活動の時間に読書の時間、そして習熟のためのドリル学習、そういうものを取り入れたりするなど、各学校の子どもたちの学力の実態に即して、工夫をしながら指導に当たっているところでございます。

さらに、先ほども保護者のお話ございました。御家庭の協力ということも私ども本巣市の学校

では考えておりました、保護者の方々にも子どものすぐれている点、それから課題を説明させていただく中で、家庭での学習習慣の定着を図ったり、学力を身につけたりできるように、各学校の分析の結果に基づきまして作成しました「家庭学習の手引き」、こういう手引等も利用しながら、PTA総会とか個人懇談会等で協力をお願いしているところでもございます。

もちろんのことでございますが、市の教育委員会、先ほど前橋のサイクルをお見せいただいたわけでございますけれども、市の教育委員会におきましても、分析を行いまして各学校に指導しているところでございますし、授業の中でそれを参観しながら直接指導に当たる、こういうことも行わせていただいているところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

**○議長（若原敏郎君）**

4番 黒田芳弘君。

**○4番（黒田芳弘君）**

今、本巢市の学校の取り組みについて御説明いただきましたが、私もそういった点では、自分の子どもを見ながら大変きめ細かい教育指導がなされているとは感じておりますが、この全国学力テストということについては1つ疑問がございます。と申しますのは、この全国学力テストというのは小学校6年生と中学校3年生が対象でありまして、その結果については9月ごろにしかわからないとお聞きをしております。テスト結果を受けての改善でありますので、当然その学年での対応でなければ意味がないこととなります。小学生についてはともかく、中学3年生ともなりますと、7月ごろには部活動も終わりました、夏休み最後の日曜日には第1回の新聞社のテストが始まり、大半の生徒は本格的な受験勉強に取りかかるわけであります。

そのような状況の中、9月に結果がわかり、残り半年足らずの期間、ましてや今の社会におきましては将来を大きく左右する受験勉強というものに力を入れるこの時期に、本当に効果ある取り組みができるのかという疑問がございますが、何かございましたら一言お願いします。

**○議長（若原敏郎君）**

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

ただいま御心配いただきましたように、この学力テストでございますけれども、4月に本年も実施させていただいているところでございますが、結果は8月の末ぐらいですので、子どもたちの手元に渡り指導ができる時期といいますのは9月、御指摘のとおりでございます。特に3年生につきましては余すところはそんなにないわけでございますが、その時期ではという御指摘かというふうに思うわけでございますけれども、全国の学力状況調査、個人にということも大事なことでございますし、もうあと1つは、先ほども申し上げましたように、学校全体の指導法のあり方に生かすということも大事だというふうに思っております。

それで、学校全体の指導法につきましては、9月の段階で、来年度のところ、または9月以降のところという生かし方ができるわけですが、本人ということになりますと、今議員さんがおっし

やられましたように、その本人自体には指導の時間が短うございますので、これ以外の学力検査というものが実施されております。

もっと言ってみますと、県の学力状況調査もございます。これは中学校では2年生で実施させていただいておりますし、小学校では4年生と5年生で実施されているところでございます。さらに教科で言いますと、中学校のほうは国のように2教科ではなくて5教科を実施しておりますし、それから小学校のほうでは2教科ではなくて4教科、国語、算数、理科、社会ということで実施をさせていただいておりますので、そういうものをもとに、その都度その都度、自分の学習状況の把握、そして何を努力したらいいのかということについて子どもたちに指導できるようなシステムになっておりますし、さらに、教材費を活用させていただきまして、中学校ではどの学年でも、1年生も含めまして、どの学年でも1年のまとめの自分の課題をつかむためにということでのテストを実施させていただいているところでございますので、御指摘のとおりでございますが、その点については各学校とも努力して取り組んでいるというふうに捉えていただければありがたいかというふうに思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

全体の話は理解いたしますし、この全国学力テストというものは全国一斉で行いますので、例えば2年生で受けさせるようなことはできないわけでありまして、その点は理解いたしますが、あくまでも目的があってやるわけでありまして、あくまでも対象は中学3年生が受けるわけですから、その結果に基づいての改善しかこれは何も意味がないわけです。その点については、これから役立つように検討を願いたいということで、終わりたいと思います。

最後、一番肝要な質問に入りますが、学校別の成績公表についての本市の対応と考えるということで質問いたします。

全国学力テストにつきましては、昨年までは都道府県別の公表にとどめておりましたが、本年度より市町村の教育委員会の判断で学校別の成績の公表が可能となりました。この資料7にありますよう、常に1位・2位を独占する秋田と福井県は成績優秀な教育県として定着をしておりますが、小学校国語Aの結果が全国最低であった静岡県知事が下位校の100校の校長名を公表するとしたことから、成績公表の是非をめぐる議論が沸き起こりました。

学校別の成績公表につきましては、その是非について賛否両論の意見が交錯しているわけでありましたが、賛成側の意見といたしましては、学習の到達等を知るために成績の公表は当然、公表は地域の判断に委ねるべき。また、反対側の意見といたしましては、学校間の序列化、過度の競争を招く、学力テスト対策に授業が偏るという懸念があり、過去行われた昭和30年代には、学力の低い地域の学校から越境入学がはやったり、学校の順位を上げるために、できない子にテストを受けさせないことなどもあったそうであります。

資料8にその賛否についてありますが、文部科学省の調査によりますと、学校別公表について、都道府県知事は「賛成」が44%、「反対」が24%で賛成が大きく上回っているのに対し、保護者は「賛成」が45%、「反対」が52%、都道府県教育委員会は「賛成」が40%、「反対」が43%で、わずかながらであります。また、市町村教育委員会は「賛成」が17%、「反対」が79%、また学校では「賛成」が20%で「反対」が78%と、より学校の教育現場に身近な側は圧倒的に反対が多いという結果になっております。

このように、学校別成績公表については賛否両論、さまざまな意見や考え方がありますが、本市の教育長としての考えと、本市の対応について伺いをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

成績公表ということにつきましての本市の考え方等についてお答えをさせていただきます。

成績公表ということにつきましては、先ほど議員のほうからお話がございましたように、国のほうも本年度から、それぞれの市町村教委の判断に基づいて各学校の数値を公表することも可能であると、こういう見解が出されているところでございます。

本市でございませうけれども、この点につきましてはこれまでどおり、数値による結果の公表、それぞれの学校の平均正当率等、数値による公表ということについては考えておりません。その理由でございませうけれども、大きく2点ございませう。

1点目でございませうが、成績を数値で公表する、それぞれの学校の結果を公表するということになりますと、先ほどお話がございましたけれども、やはり学校の序列化、それから過度な競争を招いたりするおそれがある、このことを何としても防いでいきたいというふうに思っているからでございませう。点数をとることに重きが置かれて詰め込み式の授業が進んだり、先ほどもお話がございました、なかなか理解の遅い時間のかかる子どももいるわけでございませうけれども、しかしながら、時間をかけて子どもの指導に当たれば、その子がわかれば、その後のスピードというのはかなり改善されるわけでございませう。そういう子どもが大切にされなかったり、ともすると、ひょっとすると切り捨てられてしまうような教育が本巣市内の学校で起こること、これは厳に避けていかなければならないというふうに考えているからでございませう。このことが1点目でございませう。

それからもう1点でございませうけれども、学校教育でございませうが、本来学校が大切にしていかなければならないこと、もちろん学力は大切なんですけれども、それだけではなくて、知識、そして徳ですね、知・徳・体、この3つのバランスのとれた教育、このことが点数結果を発表するということになりますと揺らぐ懸念があるからです。数値を公表すると申しまして、現実に行われておりますのは先ほど来申し上げておりますように国語と算数、この一部の教科の学力でございませうので、その一部の教科の学力に偏った教育を行うような学校をつくり出す、そんなことにつながるということを本巣市では避けてまいりたい、そんなふうに考えるからでございませう。

いずれにしても、本巢市の学校では、どの学校においても、学力のみに偏ることなく、知・徳・体のバランスのとれた幅広い人格形成に努めて、そして真に未来の本巢市を支える子どもを育てる教育、これが実施されることが大切であるというふうに考えているからでございます。この問題につきましては、単に教育長の考えということだけではなくて、教育委員全員で協議し、そして検討して出した結論でございますので、このことは本巢市では守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上の2点の理由から、数値による結果の公表は本巢市においては行いません。しかしながら、まるっきり結果が親さん方にも伝わらない、これでは困るわけでございますので、先ほどの改善につながってまいりませんので、検査の結果につきましては、子どもの学習状況、そしてどこに問題があって、どういう点がすぐれていて、そういうものを言葉によってきちんと報告をさせていただいて、そして問題点につきましては改善策も加えまして、学校だよりとかPTA総会、懇談の際に保護者の方々にもこれまでも公表して説明をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、この調査を有効に活用しまして、学校での授業や学習状況の改善、そして保護者の方々の協力を得た家庭学習の習慣化も含めまして、学校と家庭が一体となって子どもの学ぶ意欲を育てる教育の実現に本巢市は努めてまいりたい、そんなふうに考えているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

私も夜遅くに帰っていくとき、今の学校の先生方を見ておりますと、本当に夜遅くまで頑張っていると感心をしているところであります。こういったことは、先ほど言いました赤ペン指導など、きめ細かい学習指導にあらわれているということを私としては実感をしているわけであります。

今、教育長が答弁されたように、本市は学校別の成績公表はしないということではありますが、重要なのは、そのテスト結果をいかに学校、家庭も含めた教育現場で反映させるかということになりますので、現場での教師の方々は大変だろうとは思いますが、今後も引き続きこの適切な指導をお願い申し上げ、私の質問は終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、5番 船渡洋子君の発言を許します。

○5番（船渡洋子君）

議長にお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

1点目に、地域包括ケアシステムの構築についてをお尋ねいたします。

内閣府が発表した平成25年版高齢社会白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対し、2025年では18.0%になると予想されています。また、ひとり暮らし高齢者が高齢人口に占める割合は、2010年で男性11.1%、女性20.3%となっていますが、2025年では男性

14.6%、女性22.6%に増加すると予想をされています。本巢市においては、23年9現在の調査でございますが、高齢者比が北部では42.8%、南部では21.5%となっております。

このように高齢化が進む一方、社会保障の見直しや介護の担い手不足も予想される中、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題であります。

1つ目に、地域包括ケアシステムの構築に当たり、本市が今まで進めてきた取り組みや事例はどのようなものがありますか、お尋ねいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは御質問の、地域包括ケアシステムの構築に当たり、今まで進めてきた取り組みや事例につきましてお答えをいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に当たり、本市におきましては、いつまでも元気で暮らすために、現在、介護予防の部分につきまして取り組みを進めております。

介護予防事業といたしまして、70歳から89歳までの高齢者を対象として、昨年10月に市で実施いたしました健康自立度に関する調査により対象者を把握し、介護予防教室を実施しております。この介護予防教室の内容といたしましては、運動機能のみの介護予防対象者に対して「からだ元気アップ教室」として、理学療法士による運動機能訓練を実施しております。そして運動機能以外の介護予防対象者に対しては「きらり元気アップ教室」として、介護予防体操を中心に、口腔ケア、栄養指導、閉じこもり予防などの教室を実施しております。今年度も引き続き介護予防教室を充実させてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

船渡洋子君。

**○5番（船渡洋子君）**

ありがとうございました。予防を重視しているということでもあります。

今お話がありましたように、医療、介護、予防、住まい、生活支援といった事柄に対して、人生の最後まで住みなれた地域、おおむね中学校区など、今まで生活していた地域で必要なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を今推進しようとしています。

高齢者が病気になった場合、かかりつけ医や地域の病院への通院、それから在宅医療などを受け介護が必要になれば、訪問介護などの居宅サービスや施設入所などのサービスも地域の中で受け、さらに、単独または夫婦のみの高齢者世帯であっても、住みなれた地域でいつまでも元気で暮らすために、介護予防サービスや今まで行われてきた介護の制度外サービスである食事の配達、買い物、

清掃などの生活支援サービスを、地域の老人クラブや自治会、ボランティア、NPOから受け、孤立防止や見守り活動をしてもらうというシステムでございます。

こうした地域包括ケアシステムは1つの正解があるのではなく、それぞれの地域の特色に応じてさまざまな姿があるものであり、他の地域の取り組み例を参考にしながら、それぞれの地域で考え、地域の自主性に基づいてつくり上げていくことになります。

そこで2点目の、地域包括ケアシステムの構築のためには、地域ケア会議の実施が重要になってきます。開催に向けてのお考えと、今後の取り組みについてお聞かせください。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

地域ケア会議の開催に向けての考えにつきましては、地域包括支援センターと連携をいたしまして、個別ケースの検討及び地域課題の検討として、個別課題解決機能、またネットワーク構築機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能を果たし、地域住民の安心・安全とQOL（生活の質）の向上を目指していくことが重要であるというふうに考えております。

また、地域ケア会議の今後の取り組みにつきましては、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員児童委員、警察、医療機関など多職種連携をさらに密にしていくことが重要であり、高齢者の個別課題の解決を図り、その課題解決を蓄積することにより地域課題を明らかにし、高齢者個人に対する支援の充実に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

今の地域ケア会議というのは、もう既に行われているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

この地域ケア会議につきましては、年間、今、約10回ぐらい開催をしております。10回ぐらいと言いましたが、特別な案件がありますともう少し回数もふえたりしますが、大体最低でも月に1回近くはやっているということでございます。

[5番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。地域の共通課題や公取組みを共有していく、また年間事業計画への反映等、過剰なサービスを避けて適切なサービスを考えていく、そういった内容で今後も進めていただきたいと思います。

そういう中で、地域で取り組む包括ケアシステムでは認知症対策が大きな柱の一つとなります。今後、高齢者が急増する上で、認知症患者、また予備群もふえるものと予想されています。65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は462万人と推計されています。これは2012年時点です。高齢者のおよそ7人に1人、さらに予備群である軽度認知障害（MC I）は約400万人と見られ、合計すると800万人を優に超えます。

徘徊で行方不明になるトラブルは全国で頻発しています。警察庁によると、認知症が原因で徘徊して行方不明者として家族らが警察に届け出た人の数は、2012年には全国で延べ9,607人に上り、居場所がわかったときに亡くなっていた人も359人いたということです。翌13年度末時点でも行方不明のままの人は約180人ということでもあります。徘徊中に列車にはねられ、男性、当時91歳の方ですが、この遺族にJR東海が損害賠償を求めた訴訟で、名古屋高裁判決はこの4月、男性の妻に360万円の支払いを命じ、認知症の家族会などからは24時間見守ることは不可能という反発の声が上がっています。本当に他人ごとではいられないというのが実感であります。

厚生労働省では、認知症施策推進5カ年計画を2012年9月に公表いたしました。これまでの基本的な考えとして、認知症の人が行動・心理症状等により危機が発生してからの事後的な対応を主眼としてきましたが、今後目指すべきケアの考え方として、危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置くとしています。本市における認知症対策はどのようになっていますか。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

認知症施策推進5カ年計画、これはオレンジプランとありますが、7つの視点がございまして、そのうち本市では、地域での日常生活、また家族の支援の強化として、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り支援をする認知症サポーター養成講座を開催いたしまして、認知症の人を支えられる地域づくりを目指しております。また、住みなれた地域で暮らし続けるために、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを提供するための標準的な認知症ケアパスの作成を推進・普及してまいります。

さらに今年度より、認知症の早期・事前的な対策として、ことし1月にもとす広域連合で実施をしました日常生活圏域ニーズ調査により、閉じこもり、認知症、鬱の疑いが高い対象者を把握しまして、認知症予防教室としてこの10月から「脳のいきいき教室」を開催するに当たり、現在準備を進めているところでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。大体、国のほうからこういうことをと言われたようなことは本市においても進んでいるのかなというふうにお聞きをいたしました。

そういう中で、今は本当に認知というのがすごく広く知れ渡っていますので、そういったときにどこへ相談に行ったらいいのかとか、どこの病院にかかったらいいのかとかというのものもある程度皆さん御存じかと思いますが、そういった家族の介護教室といいますか、家族同士でいろいろ話し合う場とか、それが今のオレンジカフェというふうに言われたと思いますが、本当に人ごとではない、私もいつ認知になるかわからないなって、それが認知なのか高齢化して物忘れがひどくなったのかという、そういった今チェックをする、そういったこともあります。いろいろそういう、さっき「脳のいきいき」ですか、検査をするという話がありましたけれども、そういうチェック機能、本当に予防の段階で、ちょっとあやしいなと思ったときに調べることができるというような、そういうことをいっぱい取り入れている自治体もあります。「あたまの元気まる」とか「あたまの健康チェック」とか、また、私って認知症かなということで順番に調べていくと、ちょっとその傾向がありますよとか、まだ大丈夫ですとかというようなことを自分で調べることができるみたいな、そういうようなシステムもありますので、ぜひともそういった開かれたといいますか、認知症が、本当にみんなで支え合って、認知症のサポートというのも一回聞いただけではなかなかわからないという、何回も何回も勉強といいますか聞いて、そして、もしそういう方に出会ったときには親切に声をかけてあげる、「大丈夫、どこから来たの」とかというふうに、本当にみんなで守り合っているような、そういう地域ができ上がったらいいかなというふうに思います。そういうための地域包括ケアシステムではないかと、そのように思っています。

4番目に、地域包括ケアシステムというのは、政策的誘導はもちろん考えられますが、その背景には、在宅での介護や療養・医療に対する国民全体の希望の高まりがあります。介護が必要になった場合でも7割以上の方が自宅での介護を希望しており、医療についても6割以上の方が自宅で療養したいと希望をしています。さらに、自立して健康に暮らすことができるように望んでいます。つまり、できる限り住みなれた地域で人生の最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現こそが、地域包括ケアシステムのゴールだと思います。避けては通れない超高齢化社会に対してどのように今後取り組んでいかれるのか、その考えと決意を市長のほうにお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、地域包括ケアシステムの構築につきましての4番目の御質問にお答え申し上げたいと

思います。

先ほど来、船渡議員のほうからお話を申されておりますように、高齢化というのが本当に進んでおります。平成26年4月現在、本巢市の65歳以上の高齢者の占める割合というのは既に25.4%、4人に1人が65歳以上となっております。既に超高齢化社会に突入しておるわけでございます。これが平成37年には30.6%というふうに進捗すると予測されておまして、今後ますます高齢化が進んでいくということでもございます。

こうした中で、先ほど来、船渡議員のほうからお話もありますように、こうした高齢化社会が進む中でも、高齢者の皆さん方というのは、やっぱり住みなれた地域で安心して暮らし続けたいと願っております高齢者というのが大変多いと思っておりますし、今後の高齢者対策というのは、こうした願いを地域でしっかり支えていく仕組みづくりを基本に高齢者対策というのは考えていかなきゃならないというふうにおもっておりまして、このための仕組みづくりというのに取り組んでいきたいというふうにおもっております。

そういったことで、高齢者が地域で安心して生活していくためには、住まい、医療、先ほどお話をありますように、介護とか生活支援、介護予防、こういったものが一体的に提供される仕組みづくりというのが必要となってまいります。その中でも、先ほど来、認知症のお話とか出ておりますけれども、それから予防等のお話も出ておりますけれども、私はその中でも、高齢者の健康寿命を延ばしていくためには、先ほど来お話をありますように、生活支援、また介護予防というのに重点を置いて、介護が必要になったり、また認知症になるということを防止して、元気な高齢者をふやしていくということが何よりも重要だというふうにおもっております。

このように、一人でも多くの方が、住みなれた地域で、そして元気で自立した生活を継続するということができるような、そういった地域づくり、またそういうケアシステムが必要であろうというふうにおもっております。このために、先ほど来いろいろ市の取り組みとか広域連合の取り組み等々お話をしておりますけれども、そのためにも高齢者に対しまして、自治会活動、また老人クラブ活動、またシルバーボランティアというような形を通じまして、地域でのつながりとか活躍の場をやっぱり提供するということが大事でありまして、そういうことを提供することによりまして、高齢者の皆様方が今まで培ってきた豊富な経験とか能力を生かしていただく。そして、自分がこの地域や社会の中で必要とされている、そして自分も地域活動や社会参加もできる、そして生きがいを持って生活することができる、そんなようにすることが大変重要であるというふうにおもっております。そうすることによりまして、重度な介護状態に陥ることの予防ですとか、また、もしも高齢者の方が認知症になりそうだという場合は、こういったいろんな活動を通じることによりまして認知症の早期発見、また、その状態がどんどん悪くなっているとか、ちょっと心配だなというような変化も、やはり一緒に地域ぐるみでしっかりと把握して対応していくことも可能になるんじゃないだろうかというふうにおもっております。

さらに、先ほど来お話をしておりますけれども、高齢者に対しましては地域でしっかり見守るという中で、民生委員児童委員、またボランティアによりまして見守り活動、そういったものに加えま

して、地域にはいろんな方々がお暮らしになっておられます。また、地域の中にはいろんな方々が外から入ってこられます。そういったことで、本巢市も既に事業所等にも協力をいただいて見守り活動というのを今進めさせていただいておりますけれども、そういうことをしっかりやることによって高齢者を包括的に見守っていく、そして生活支援をしていくということも必要になってくるだろうというふうに思っております。

こうしたさまざまな取り組みをやることによって、高齢者をこれから見守っていききたいというふうに思っております。やはり何といても、地域に生まれ、そして地域に育ち、そして地域の中でこれからも住みたいという高齢者が多いということを前提とする対策を考えていかなきゃならない。そのためにも、地域が一体となって高齢者を見守って、それぞれの先ほど来お話がありますような各種の専門分野の方々がおられます。また、いろんな職種の方もおられます。そういった方々がそれぞれ連携して取り組んでいくということをやることによって、先ほど来、船渡議員のほうからお話がございますように、高齢者を地域でしっかりと支える仕組みづくり、すなわち地域包括ケアシステムというものが構築できるんじゃないだろうか。そんなものをまた構築をして、高齢者がこれからも地域で安心して生活できるような、それを基本に取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。本当にこれからの一つの柱といいますか、大事な政策の一環ではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そこで1点だけお尋ねをしたいんですが、可能な市町村というのは27年の4月から取り組んでいくということです。全ての市町村が30年の4月からは取り組んでいくというふうにされていますが、その中で複数の市町村による共同実施も可能というふうにされていますが、本市においては、今の介護保険等は広域でございますが、広域でいろんなことを考えていくのか、その辺をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございますが、今現在、特にこのシステムの構築に当たっては、包括支援センター、これはもともとがもとす広域連合が母体でございますので、ここからの各地域、旧の本巢郡内ですね、瑞穂、北方、そしてうちにおのおのございます。その中でいろいろと問題が出てくるものにつきましては、必ずこの包括センターが入ってやっておりますので、今後は特にこの包括支援センターを中心に進めていきたいなというふうに思っております。

それと、先ほどの5つの柱がありまして、特に今、医療も一つ中にあるわけでございますが、今

現在ですけど、岐阜県の医師会のほうがこのシステムの関係で市町村と一緒にやってはどうかというふうなお話もいただいております。そういった中では、部分的にそういう協力体制ができるところは今後進めていきたいなというふうには考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

続きまして、がん教育についてお尋ねをいたします。

がんは、我が国において昭和56年より日本人の死因の第1位になっております。現在では年間30万人以上の国民ががんで亡くなっており、今や日本最大の国民病と言われております。また、国立がんセンターがん対策情報センターの推計によると、生涯のうちに何らかのがんになる割合は男性で49%、女性で37%とされております。このため、日本人男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになるとも言われております。

厚生労働省としては、国、地方公共団体、またがん患者を含めた国民、医療従事者及びマスメディア等が一体になって対策に取り組むことにより、がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんを負けることのない社会の実現を目指すことを最大の目標として、さまざまながん対策を講じている現状であります。

そういう中で、2012年の6月新たに策定したがん対策推進基本計画にがん教育が盛り込まれたこともあり、その予防、治療の正しい知識を子どもたちに教える取り組みが広がりつつあります。また、2014年度から小・中・高校でがんに関する保健教育を強化する方針を文部科学省が決定いたしました。子どもたちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識を持つよう教育することが目標だと言われております。

がんは、生活習慣病であることを厚生労働省も確認をしています。たばこの吸い過ぎは言うに及ばず、塩分・糖分のとり過ぎ、栄養のとり過ぎや偏り、それから動物性脂肪のとり過ぎ、野菜不足、添加物の過剰な摂取など、無関心な食生活はがんになりやすい体質を招くことを多くの人が理解していますが、睡眠不足や運動不足、過剰なストレスが引き金になることもわかっています。にもかかわらず、依然として夜更かしをしたり、脂肪分の多い食事やお菓子を食べたり、朝食を抜いたり、不規則な食生活をして過剰に太っている子どもたちが多いのも事実、喫煙も未成年者の興味本位な行動が習慣化する原因にもなっています。

こういう子どもたちは、まさにがん予備軍と言えます。がんの増殖については、現在解明されていることを土台にして、がんにならないようにするために心がけることを体系的にしっかり教え、子どもたちが将来がんにならないように予防することが、子どもたちに対するがん教育の最も重要なことではないでしょうか。現在、がんは保健体育の授業で、生活習慣病の予防や喫煙などの有害性を学ぶ際、他の病気とあわせて紹介される程度ですが、本市においても命の大切さを育むがん教

育を取り入れてはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、ただいまいただきました、がん教育についてということでお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうからもお話がございましたように、がんの件につきましては、現在、小学校6年生の保健、そして中学校3年生の保健体育の学習の中において、生活習慣病、そして喫煙とのかかわりということで、常習的な喫煙は肺がん等の病気にかかりやすくなるというようなことを学習しているわけですが、がんの一部ということで学んではいるところでございます。それからあと、がん教育のパンフレットががん研究振興財団のほうから出されておりますので、中学校2年生では乳がん、それから子宮頸がんのパンフレット、さらに3年生では大腸がんについてのパンフレット等も中学生については配付させていただいて、がん予防の啓発に努めているところでございます。

しかしながら、御指摘いただきましたように、小・中学校におきますがん教育、これが十分行われているということとはとても言えない状況でございます。現在、これも議員のお話の中にございましたけれども、国民の男性2人に1人、そして女性では3人に1人ということであったわけでございますけれども、このように本当に多くの方々がかかられるがん、このことにつきましては大変重要な問題でございますし、子どもたちが小さいうちからがんに対する正しい理解、そしてがん患者に対する正しい認識、そして予防についての知識、さらには自分自身の命の大切さ、こういうものを理解していくことは大変大事なことだというふうに考えているところでございます。

先ほどの国のほうのがん対策推進基本計画、こういうものが平成24年に策定されているわけでございますけれども、文部科学省、国のほうでございますけれども、ことし、この26年度からがん教育の指導のあり方ということで調査・研究を始めたところでございますし、その調査結果を、4年後でございますけれども、学習指導要領の改訂がございます。その際に授業の中に取り入れることを目指して動き始めたところでもございます。それから岐阜県のほうでございますけれども、第2次がん対策推進計画が出されておまして、それに基づきまして、現在、がんの健康教育の普及につきまして検討が始まったところでございます。

本巣市におきましても、こういう国とか県の動きを注視しながら、市の学校保健会の協力も得ながら、がんの健康教育を授業の中に取り入れることにつきまして研究をしてまいりたいつもりでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

この1月に実は豊島区のほうで、がんの学習、がん教育じゃなくて、がんに関する学習ということ全国で初めて行われたということで、ちょっとそこへお邪魔をしているいろいろ聞いてまいりました。豊島区では、教育長さん初めいろんな方たちが独自のパンフレットとかそういうのをくり上げられまして、そして年間、今の小学校6年生と中学校3年生、最低1時間以上ということでその学習をされていました。そういう中で、初めは子どもたちも「ええっ」という感じで話を聞いていたんですが、だんだん話を聞いていくうちに、がんに対する今までの「怖い」というものから「がんは予防できるんだ」というふうになっていくという、そんなお話を聞き、またそのがん検診に対する受診も本当に上がってきたという、そんなお話も聞いてまいりました。

そういう中で、がん教育に先駆的に取り組んでいる東京大学の中川恵一准教授という方が、いろんな地域へ行ってがんの教育をしてみえるその結果なんです、全国の中学校を訪問して、病気の予防・治療に関する学習を通じて生命の大切さを教えていく、生きる力を学んでもらおうという中川氏の教育プログラム「生きるの教室」というふうで勉強会があるわけですが、その勉強をした後に子どもさんたちが、がんは早くから意識をして生活に心がけていけば本当に大丈夫だということ、それを聞いた保護者などにもすごい好評であるということでございます。

大切な人ががんで亡くならないようにということで、それぞれが自分に何ができるかということを発表してもらったときに、定期的に検診を受けてもらう。たばこを買った分、お父さんのお小遣いを減らす。生活習慣を改善させる。大切な人の部屋に禁煙ポスターを張る。きょう習ったことを大切な人に伝えるという、そんな発表がされたというふうにお聞きをしました。

「生きるの教室」を受講して子どもたちの意識はどう変化をしたかということ、生徒のがんに対するイメージが、トップの「怖い病気」というのが半減し、「早期に発見すれば治る病気」「予防ができる病気」「生活習慣が一つの原因として考えられる病気」「老化とともになりやすくなる病気」、そのように理解が進んだということで、間違いなくこうした子どもにがんの教育をしたときに、将来的にはがんが減っていくのではないかと思います。

日本は「がん後進国」と言われるぐらい、がんで亡くなる人が世界的にも多いという、そんなお話も聞いております。ぜひぜひがんに対する教育を小学校、中学校でやっていただけて、それが親のまた意識改革のほうへ波及をしていくという、そんないい流れをつくっていただけたらなというふうに願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩します。昼からは1時20分から再開しますので、自席へお戻りください。

午前11時50分 休憩

---

午後1時20分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは3点について質問をします。

まず第1番目は、福祉相談室の設置をとということですが、特に福祉に関する相談については、そのプライバシーなどがきちんと守られるような場所があるべきだというふうに思っています。

現在、真正の分庁舎における相談場所というのは通路脇に設置してあるために、プライバシーの面から考えてやっぱり疑問がございます。今年度、配置がえによってスペースができましたので、そのスペースの有効活用をするといったことも含めて、相談者が人目を気にすることなく安心して相談に来られるような体制づくり、場所づくりが必要だというふうに考えています。そういう点で、この福祉に関する相談室の設置をとということについての考えをお伺いいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

福祉相談につきましては、生活困窮に関する相談が年間約40件ほど、また障害福祉に関する相談が約200件ほど、高齢福祉に関する相談が約5件ほどありまして、その中でプライバシーに関する相談につきましては、現在、主に真正分庁舎通路脇にあります相談スペースで実施をしております。今後は、昨年度まで福祉敬愛課の高齢福祉係が在籍しておりましたパーティションで仕切られた部屋とか、庁舎の会議室等を利用して、プライバシーには十分配慮し、相談者の方が安心して相談ができるスペースで相談業務を実施してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。以上です。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

対応をしていただけるということで結構なんですけど、繰り返しますけれども、やっぱりプライバシーの問題にかかわってまいりますので、やられるにしても早急にやっていただきたいというふうに考えておりますけれども、そのあたりのめどといいますか、予定といいますか、その辺はどうでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

なるべく早目にやりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。

では、2つ目に移ります。

2つ目は、デイサービスの現状と見直しはということでタイトルを上げておりますけれども、現在、真正、糸貫、根尾の3カ所でデイサービスが実施されています。このうち根尾はちょっと別にしまして、糸貫、真正につきましては、発足当初から比べれば、定数も削減したこともありまして、利用がどんどん減ってきているというふうに見受けられます。その背景には、周辺、市内も含めて民間事業者がふえてきたということがあるというふうには思いますが、そういう中で、この2つの施設が十分に活用されているとは言い切れない状況にあるのではないかとこのように思っています。そうであれば、この2つの施設をどう考えていくかということについて、今、見直しをしていく必要があるというふうに思っています。

そこで、まず真正、糸貫のデイサービスの利用状況、そして今後どんな見直しを持っているのかということについてまずお伺いし、あわせて、増加が見込めないという、さらに減少していくのではないかとこのように思われるのであれば、今ある2つの施設を1カ所にしても当初の定員に満たないのではないかとこのように現状であれば、一方の施設を統合して、あいた施設をほかの目的に活用するというのも考えていいのではないかとこのように思っています。

例えば障害児の児童デイサービス、あるいは、要支援を訪問介護、あるいは通所介護について介護保険から外してしまおうということで今国会で成立させようというふうにもくろまれておりますけれども、もしそういうことがなされれば、そうした介護予防サービスについては市町村の独自事業というふうになってまいります。そういった受け皿としても、あるいはそういった拠点としても、今ある施設を有効活用することにつながっていくのではないかとこのように考えますが、そうしたことも含めて市としての考え方、方針についてお伺いをしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは御質問の、デイサービスの現状と見直しはにつきましてお答えをいたします。

平成25年度の真正デイサービスセンターの利用状況は、年間の利用者数261人、そして年間延べ利用者数は3,204人でございます。また、糸貫デイサービスセンターは年間利用者数が280人で、年間の延べ利用者数は2,530人となっております。平成22年度の利用者数と比較しますと、真正デイサービスセンターにおきましては年間延べ1,008人の減少、また糸貫デイサービスセンターにおきましては1,625人の減少となっております。年間利用者数、それと年間延べ利用者数の両者とも、

平成23年度、24年度と比較してみますと減少傾向になっております。

また、もとす広域連合管内におきますデイサービス事業所数は23事業所、また隣接の市町を含めますと177の事業所があり、今後、真正、糸貫デイサービスセンターの利用者は減少傾向にあると予測されます。

また現在、本巢市社会福祉協議会と平成28年3月31日まで、真正デイサービスセンター等の管理に関する基本協定並びに糸貫ぬくもりの里等の管理に関する基本協定に基づき、デイサービス事業を委託しており、もとす広域連合第6期介護保険事業策定に係るアンケート調査結果や、今年度作成をいたします障害者福祉計画策定に伴うアンケート調査におきまして、行政に望む支援等を調査項目に入れ、本巢市社会福祉協議会の職員体制も考慮に入れながら、児童デイサービス、生活介護サービス等どのようなサービスが必要なのか、今後、調査・研究をしてみたいというふうを考えております。以上です。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件につきましては初めて申し上げますので、今回は問題提起ということで考えておりますので、あえて再質問ということは思っておりませんが、2点だけ申し上げることだけ申し上げておきます。

1つは、最初に言えばよかったんですけど、言い忘れましたので申し上げておきますけれども、よその自治体を見ておきますと、公の役割はもう済んだということで廃止をしているところもありますけれども、私はそうではなくて、やっぱり公の施設として果たすべき役割というのはまた今後についてもそれなりに出てくるし、あるだろうというふうに思っておりますので、公の施設としてデイサービスをやる、このことについては当然継続すべきだというふうに思っておりますけれども、今の現状から考えて、より有効なやり方、今ある施設をより有効に活用する方法として問題の提起をしたいというふうに思っています。

もう1点は、先ほどの答弁にありましたように、28年3月31日までが管理協定を結んでいるということですので、それまでに市としてどう考えていくのかということ、社協も含め、職員も含め、いろんな人たちとの協議をきちんと重ねて、積み上げていってやっぱり方向づけをしてほしいということがありますので、今回取り上げたわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは3点目に移ります。

3点目は、平和に関する取り組みということで幾つかお伺いをしたいと思ひます。

昨年の6月に、非核平和都市宣言の具体化について質問をいたしました。そのとき市長は、いろんな市長としての取り組み、本巢市としての取り組み等について話をされました。その中で市長が言及された「世界平和市長会議」、その後、名前がこの後「平和首長会議」というふうに変ったそうでありましてけれども、その平和首長会議にも加盟をしてやっているんだという話をされました。

それで、この平和首長会議の規約を今回改めてじっくりと見させていただきました。結論的に言えば、この平和首長会議というのは、世界恒久平和の実現に寄与することを目的にするというふうになっていて、その前提に核兵器の問題があり、あるいは貧困・飢餓の問題、数々の今世界にまだ残っているいろんな課題について指摘をしつつ、そうしたことを克服して世界平和の実現に寄与するというふうになっていて、

そこで、昨年いろいろお話をいただきましたけれども、そういったことを踏まえ、さらに今後の取り組みについてお伺いしたいというふうに考えています。

その中で第1番目には、これは取り組みというよりも、市長のお考えをお伺いしたいというふうに思っています。今申し上げましたように、世界平和首長会議の目的は核兵器をなくし、戦争をなくし、恒久平和を実現するということから考えてみて、今、国のほうでどんどん進めようとしている解釈改憲による集団的自衛権行使容認について一体市長はどのようにお考えなのか、その見解をお伺いしたいということでもあります。

昨年の質問に対して市長は、それまでの取り組みや思いをいろいろと述べていただきました。そして、これから具体的にもっともっと内容を充実させるというふうに言われました。しかし、残念ながら今の政治状況というのは、そうした市長の思いとは裏腹の方向に進んでいるのではないかとというのが率直な私の感想であります。平和首長会議の目的から見ても、こうした今の集団的自衛権行使容認という動きについては、やっぱり看過できない問題があるのではないかとこのように思っておりますので、まず市長のお考え、見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、平和に関する取り組みにつきまして、その中の1つ目でございます、集団的自衛権行使等々、現在の状況を踏まえて市長はどう感じているかというお尋ねでございます。

言うまでもなく、集団的自衛権というのは国連憲章第51条において認められております権利でございます。しかし、憲法第9条、我が国の憲法では戦争の放棄及び交戦権を認めないということとされておりまして、今までずっと歴代内閣も含めてこの第9条の解釈につきましては憲法公布以来さまざまな議論が行われ、集団的自衛権の権利は保有していますが、行使はできないというのが今までの歴代の政府等々の解釈になってきておるところでもございます。

しかし、この権利の行使ができるように検討を開始することを、去る5月15日に現在の安倍総理が表明したところでもございます。そうしたことを受けまして、今、さまざまな議論が起こっております。憲法解釈の変更だけでよいのかという政策変更に伴う手続論、また我が国の安全保障にとって必要なのかという政策論の議論が十分になされていないということで、国民の世論も賛否両論となっているところでもございます。

言うまでもなく、集団的自衛権の行使、また防衛安全保障、いわゆる外交防衛の分野というのは

国の専権事項、国のほうで決定される話でもございますけれども、しかしながら、国の基本的枠組みや進むべき道にかかわることでございますので、こうしたものの変更等々のときには、広く国民の意見を聞くほか、国政レベルでも幅広く議論をするなど、慎重に手続を進めて結論を出していただきたいというふうに考えております。

私ども入っております平和首長会議もそうですけれども、その中ではやはり平和主義というのがうたわれております。世界の平和というのを追求していくんだということで集まっている団体でもございます。また、我が国の憲法も、こうしたものをしっかり踏まえて平和主義というのをうたっております、この平和主義というのは国民主権、基本的人権と並んで憲法の3原則ともなっております、私は、過去の悲惨な戦争の教訓というのを風化させず、二度と戦火を交えることなく、世界の平和に貢献しなければならないというふうに考えております。

これまで我が国が前後の国際社会の中で築いてきた平和国家としての信頼や実績を踏まえ、これからも平和主義、憲法でもうたっております平和主義の原則をしっかりと堅持していくことが重要ではないかというふうに考えております。

[18番議員挙手]

**○議長（若原敏郎君）**

鵜飼静雄君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

ありがとうございます。

そうした市長の思いの上に立って、次に3点、具体的なことをそれぞれの担当部署にお伺いをしたいと思います。

まず小・中学生に平和学習をという点で、これも昨年質問いたしましたけれども、その中で、非核平和都市宣言をせっかくした、そのことをやっぱり教材として子どもたちにもきちんと理解してもらえるような、そうした対応をやっぱりすべきではないかというような中で、教育長は、特に4年生については内容について理解できるようによく検討したいというようなことを言われました。この間の取り組み、またこれからの思いについてまずお伺いしたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

昨年もいただいた、平和教育の状況ということでお答えをさせていただこうと思います。

本巢市の各学校でございますけれども、昨年度のもう一度復習をさせていただきますと、小学校4年生、そして6年生の戦争と平和を題材といたしました国語の学習、そして小学校6年生、さらに中学校3年生の歴史学習の中で本巢市の非核平和都市宣言、これを直接取り扱ひまして、そして子どもたちに小・中学校のうちから平和への願いを持たせたり、自分たちの市の取り組みを知ることによって、核兵器の廃絶と、二度と戦争を繰り返さないという本巢市民としての決意を養うこと

に力を入れて取り組んでいるところでございます。

昨年度に御質問をいただいた際に、宣言文につきまして特に小学校4年生ではというお話をさせていただいたわけでございますけれども、先ほどの議員さんのお話にもございましたように、4年生の段階では理解が難しい言葉、これも宣言文の中に含まれております。例えば「核兵器は、争いを増長し」という「増長」とか、「自然を破壊することしかない、強大な暴力の象徴である」この「象徴」の捉え方ですね、こういうような文言もございますし、それ以外にも難しい言葉がございますので、このことにつきまして私どもも学校のほうとともに昨年度も研究をさせていただきまして、それでこの提示の仕方について、特に難しい文字につきましては注釈をつけたり、さらには前文について振りがなを振ると。そういうことを通しまして、子どもへの提示の仕方、これを工夫して出すことによって指導の充実を図るように努めてきているところでございますし、本年度もその方向で取り組んでいるところでございます。

これからのことでございますけれども、今後につきましても、児童・生徒の学年発達に応じた本巢市の非核平和都市宣言の指導を充実させて、核兵器の根絶、そして二度と戦争を繰り返さないという市民としての決意を子どもたち一人一人に培ってまいりたい、そういうふう考えているところでございます。よろしく願いいたします。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

答弁としては結構なんですけど、1つ、今ふと思ったことがございますので申し上げておきますと、賛否両論はいろいろありましたけれども、かつて席田小学校で、ある校長さんが赴任されたとき、全ての子どもに宮沢賢治の「雨ニモマケズ」を暗唱させようということで、玄関を入ったところに大きな詞を張りまして、毎日子どもらが見て、本当に毎日、暗唱させるように繰り返し繰り返しやりまして、1年生、2年生の子でもおおむね暗唱していたんですね、当時、見ておりますと。だから、そのくらいの子も、小学生なんかは特に頭が柔軟ですので、この非核平和都市宣言についてもきちんとそうして繰り返しやれば、それなりの理解は十分するだろうというふうに思いますので、ぜひ強力にお願いしたいというふうに思います。

それでは次ですが、常設の展示コーナーの設置を考えてはということでもあります。

昨年、ほんの森にコーナーを設けていただきました。ただ、残念ながら、場所がほんの森の奥のほうであったということと、そのことがきちんと、玄関へ入ったときにどこでこういう展示のコーナーをやっているんだということがはっきりしないような、比較的控え目な案内でありましたので、数多くの方が訪れたというふうには残念ながらなっておりません。けれども、あそこに設けてもらったということについては、やっぱり大きな意味があったというふうに思っています。

さらに、先ほどから言っております平和首長会議の規約がございますけれども、その中で第3条というのがありまして、その中の3条の3の5というところにこういう文言がございます。現下の

国際情勢において核軍縮こそ解決すべき緊急課題であることを考慮し、特に広島・長崎における原子爆弾被害の実態を広く市民に認識させるため「原爆写真展」などを開催することというのが、この平和首長会議の具体的な事業の内容として明記をされています。さらに、そのために6番として、広島・長崎両市は、そうした場合に協力をするというふうに出ています。

そういうことから考えてみたときに、一時的な展示ではなくて、常設の展示コーナーを設けて、この目的達成のために広く市民に知らしめていく、啓蒙していくということが必要ではないかというふうに考えています。そして、その場所についても、やっぱり市民の目につきやすい、入りやすい、わかりやすい、そうしたことも考慮しながらやっていく必要があるのではないかというふうに考えておりますけれども、その点についてのお考えをお伺いします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、常設展示コーナーの設置につきましてお答えをさせていただきます。

その前に、本市におきますところの平和に関する取り組みにつきまして若干御説明をさせていただきます。

本市では、平成23年9月に平和首長会議に加盟をいたし、その後、平成24年5月に、核兵器廃絶と恒久平和を願い、非核平和都市宣言をいたしたところでございます。また去年は、高山市の呼びかけによりまして、国際連合で決めました国際平和デーであります9月21日を多くの市民の皆様にご存知いただくとともに、一人でも多くの方々に平和への願いと感謝の気持ちが浸透し、その思いが未来に引き継がれることを目的といたしまして、市内の寺院・教会、合わせまして50の寺院・教会でございますが、鐘の一斉鐘打を呼びかけたところでございます。また、教育委員会におきましても、しんせいほんの森におきまして「平和な未来へ」と題しました特設コーナーを設置いたしましたほか、先ほど教育長から答弁がございましたように、小・中学校におきましても平和教育といたしまして、核兵器の根絶と、二度と戦争を繰り返さないという決意を培ってまいりました。

そこで、議員御指摘のように、平和首長会議の規約第3条には、世界恒久平和の実現に寄与する目的を達成するため、さまざまな事業を行うことが明記されております。本市といたしましては、引き続き世界の恒久平和に寄与するために、広島・長崎への原爆投下の日や終戦の日の黙祷を初めといたしまして、市の広報で啓発や、市民レベルでの講演会の後援や、さらには同講演会への参加を促す取り組みを行ってまいります。

さらには、しんせいほんの森での平和に関する図書の展示コーナー設置に加えまして、根尾、本巢、糸貫の各公民館の図書館におきましても、平和に関する資料の展示を行う予定でございます。

また、各庁舎におきましても、議員御質問の常設ということではございませんけれども、毎年8月の1カ月と申しますか、まだ期間的には未定でございますけれども、8月を目途に写真パネル等の展示をするコーナーを来年度から設置できるよう、場所、方法等を含めまして検討してまいりた

いと考えております。なお、常設という議員の御質問でございますけれども、一つの考え方といたしまして、期間を限定することによりましてその取り組みがより強調できるのではという思いの中で、8月をめどに展示をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

おおむね結構でございますが、庁舎等については今言われたような形で結構だと思うんですけども、公民館、あるいは図書館、図書室ですね、そういったところを利用する場合には、例えば書架に関連の図書を平和コーナーみたいな形でやるということは、それは常設で可能ですね。いろんな方法を考えながらやっていただければいいというふうに思います。

ただ1点だけ、この関連でお伺いしたいと思いますのは、いずれにしてもいろんな形で市民に啓蒙が図っていくということでございますが、そういう中で、よそのいろんな例を見ておきますと、例えば広島・長崎、8月6日、8月9日に子どもたち、大人が含まれる場合もありますので企画部長にお伺いすることになりますけれども、代表を派遣して、例えば小学生、中学生で言いますと、行ってきて、要するに百聞は一見にしかずということで、みずからそういった場に参加することによって、みずから学習すると同時に、その経験をまた学校へ戻ってみんなに話をするというようなことをやっているところも結構出てきています。そういったことも含めて、やっぱりさらなる取り組みというのを考えていけんだろうかというふうに思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（若原敏郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

児童・生徒も含めまして、大人も含めて、幅広くそういった広島・長崎への派遣と申しますか、そういったことを考えてはという御質問でございますけれども、今、近隣の市等でも実際に行われておるといのも承知をいたしております。今のところ、そういったことを今すぐ市として取り組むということは、結論的に申しまして今のところはまだ考えておりません。しかしながら、こういった他市町の動向でありますとか、それから何より、先ほど申しました市の庁舎等での展示をまずはしっかり行った中で、市民に十分この平和に対する思いを周知できるような形での取り組みを、まずは優先して取り組んでいきたい。その後、近隣市町の動向でありますとか等々、また市民の声も情報として入ってこれば、またそのときにしっかり検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほどから言っております規約の第2条、こればかり言いますけれども、この中にこういうふうにあります。連帯都市は、都市間相互の交流に努め、相互理解のもとに連帯のきずなをより強固にせよと。これを見ておまして、余計、先ほど申し上げたようなことが必要かなというふうに思ったわけですね。広島・長崎から、写真の展示なんかをされる場合に向こうから資料を借りるということもありますし、ただ借りるだけでなしに、こちらも向こうを訪問するとか、そういった相互交流を図ることによって、より理解が深まっていくだろうというふうに考えています。そういう点で、今すぐにはというお答えでありますので、別に私も今すぐというつもりではありませんので、そういったこともやっぱり視野に入れながら今後いろんな取り組みを考えていく必要があるだろうということでございますので、よろしくお願ひします。

では最後になりますけれども、国道沿いに看板を設置してはということであります。

市役所前に看板が設置されておりますけれども、それだけではなく、市民、あるいは市外から見えた方にも、本巢市は非核平和都市宣言をしているまちだなということがわかるような形で設置することも必要ではないか。そのことが市のPRにもなりますし、またイメージアップにもなるのではないかというふうに思っています。

これは本当に、どこのまちへ行っても結構、主要な道路を走っておりますと、たまたま市役所が例えば国道沿いにあるとか、大通りに面しているとかいうところはまだいいんですけど、そうでないところについては、役所だけでなく、そういった大通りにも結構設置しているところが多いと思うんですね。だから本巢市も、せっかくですので、ぜひそれも考えたらどうかというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

御質問の、国道沿いに看板を設置することにつきましてお答えをさせていただきます。

本市では、平成24年に非核平和都市宣言をいたしまして、それにあわせて市役所本庁舎前に「非核平和都市宣言のまち」の看板を設置したところでございます。この看板は、世界で唯一の被爆国であります我が国が、平成23年3月の東日本大震災によります原子力発電所の事故により、再び放射能汚染の脅威にさらされた核の恐ろしさを再認識するとともに、科学技術を過信してはいけないという思い、また豊かな自然や歴史ある我がまちの貴重な財産をいとおしみ、次代へ継承していきたいという市民の願いを込めて設置いたしましたものでございます。

本巢市を訪れるより多くの人たちに、本巢市は非核平和都市宣言のまちだということを思っただくためにも、国道沿いのぬくもりの里に看板を設置してはという議員の御提案でございますが、今後、東海環状自動車道糸貫インターチェンジの整備により、多くの方が本巢市を訪れることが予想されております。こうしたことから、本巢市の玄関口となるインターチェンジ付近に立地する

ぬくもりの里も一つの候補地といたしまして、また、さらに多くの集客が見込まれます本巢市市民文化ホール等におきましても、こういった看板を設置するように検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の答弁で結構でございますので、早急にいろいろ検討を進めてほしいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

市会議員になると葬儀に行く機会がふえるよというふうに言われましたけど、事実、機会がふえましたし、また、一番最初にあった葬儀は私の隣の家でした。親戚筋にも当たることから打ち合わせにも参加させてもらいましたけど、火葬場の予約がその日の夜の12時を回らないととれないというふうに言われました。そのときは岐阜市斎苑のほうに運ぶ予定をしていたわけですけど、やはり岐阜市の住民の火葬場の予約がほかの地域より優先されるべきだということで苦情があったそうで、そのときは友引を挟む場合だったんですけど、友引を挟む場合にだけ、区域外の住民は夜の12時を回らないと火葬場の予約がとれないというふうにお聞きしました。火葬場を持たない市町村の住民は、費用のほかにもいろんなハンディを持ってものだなというふうにとそのときは感じました。

ちなみに、私が議員になってから一番よくお聞きする要望としまして、この火葬場の件を大変多くお聞きします。市長さんにおかれましては、この件につきましてはこの場で何度も答弁されていることと思っておりますし、私もどうしようかなというふうに思いましたが、一番多い要望ですし、まだ考える余地があると思かったので、今回質問させてもらうことにしました。市長さんには嫌がらずに御答弁をお願いしたいと思っております。よろしく願いします。

火葬場につきましては、合併当初の約束だと言う方も見えますし、市ならばあってしかるべきだと言う方も大変多く見えます。このことにつきましては議会の議事録も読ませていただきましたし、総合計画、また市からの説明も何度も聞いておりますので、今に至った経緯というのは私は理解しているつもりではあります。

そこで、確認のためにお聞きしたいと思っております。今、本巢市において火葬場の建設計画はあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、火葬場の建設につきましてお答えを申し上げたいと思います。別にこれについて嫌がっておるわけでもありませんし、淡々と今までの事実を御報告させていただいて、また今後の取り組みの考え方等もお答えしたいというふうに思っております。

ちょっとまた繰り返しになりますけれども、これまでの経緯につきまして少し御報告をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のように、火葬場建設というのは、本巢市のいわゆる新市建設計画の中にも火葬場の建設ということがうたわれてきておりまして、それから合併以来、いろいろとこの問題について議会等を含めて御議論をしてきたところでもございます。そうした中で、この火葬場建設というのは、建設経費の問題、また建てるですと、総論は賛成ですけど、各論でなかなか難しいとか、そしてまた、合併したといたしましても3万人ちょっとのまちでもございます。そういったことから、単独でつくるんじゃなくて、こういったものがない市町村を含めて広域で対応していくのがいいんじゃないだろうかという議会からの御提言もいただいてまいりました。

そういった中で、すぐお隣でございます、揖斐広域斎場というのが大野町にありますけれども、そこへの加入について検討したらどうだという議会からのお話も受け、その協議を進めてきたところでもございます。しかしながら、この揖斐広域斎場では、こうした私どもの協議の中で、火葬炉ですね、いわゆる炉の使用だけはいいですよと。しかし、セレモニーホールは使えませんよと。こういうようなお話が出てまいりまして、確かにセレモニーホールというのは数少ないものですから、地域の方をまず優先的に入れるということでお答えがあったんだろうと思いますけれども、そういう中で、火葬炉だけ、炉の使用だけはできるんですけれども、それについてはしかし多額の負担をしてくださいよと。当時、約3億8,000万というお金が出てまいりました。こうした3億8,000万円を出して火葬炉の使用だけをやるというのはいかなものかというようなお話。またそうしている中で、本巢市内にも、そしてまたお隣の瑞穂、北方等にもセレモニーホールが順次オープンしてまいりまして、一気に4カ所ほどできたというようなことで、揖斐広域斎場へ加入するメリットはないんじゃないかというようなお話になりまして、揖斐広域斎場への加入をこの時点で断念をしたというところでもございます。

また、20年当時の市民の火葬場の利用状況と、近隣自治体の利用状況をちょっと調べておたわけでございますけれども、そのときにも岐阜市と大垣市の火葬場の利用が大半を占めていたと。そして揖斐広域斎場の利用は約5.3%、市民の利用率が大変低いということもあわせてこういう状況があったということで、揖斐広域斎場への加入を断念したというところでもございます。

ただ、その結果、先ほど来お話のございますように、近隣の火葬場を使用させていただくということになったんですけれども、近隣の自治体の火葬場というのは、当該自治体の市民には安いというんですか、お手ごろな料金で火葬場を使用できるようにしてありますけれども、市外の方々には利用料金が高額に設定されてきておるということでもありまして、本巢市民がそういうことで、よその自治体の火葬場を利用するという場合に負担が大きくなるということで、負担を軽減するとい

うことで議会とも御相談をさせていただいて、葬祭に要した費用の一部を助成するというにさせていただいて、平成23年4月1日から本巢市は葬祭料の助成金の支給を実施してきているところでもございます。これが今までの経緯の中身でございます。

現時点でその火葬場はどうかということでございますけれども、現在でも、先ほど来申し上げておりますように、建設経費、また建設場所の問題、そしてまた人口等ですね、対象人口等の問題というのは引き続きございまして、やるとするとやはり広域のものでなければ、やっぱり単独自治体でのものはなかなか厳しいだろうという思いもいたしております、これまでと同様に、これからも近隣市町の火葬場を当面使用させていただいて、市民が葬祭に要した費用の負担を軽減すること。そういう葬祭料の助成金支給事業というのを継続することで、火葬場建設にかかわる市民の負担の軽減というのに努めてまいりたいというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。

火葬場の建設には大きなお金が必要だと思っておりますし、また維持費もかなりかかると思っております。また場所の選定についても難しいということで、現在計画がないということですが、これは私のほうもそういう選択肢は理解しているつもりであります。

それで、今、市長さんのお話の中にもありましたけど、現在、本巢市においては葬祭助成金を支給しております。過去の議事録を読ませていただきますと、22年3月に高田議員のほうから一般質問でこの問題が取り上げられ、それから市のほうで検討されて、今の23年4月から支給されたように思っております。

先ほど市長のほうから説明がありましたけど、近隣市町の利用料金を見てみますと、区域外の利用者は、区域内の利用者に比べて3倍から10倍以上の費用負担を払って近隣の火葬場を使用している状況だと思っております。私としてはもっと出してもいいんじゃないかと思っておりますが、今の助成金の金額の根拠を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

御質問についてお答えをいたします。

現在の葬祭料助成金支給額につきましては、亡くなられた方が12歳以上の場合は2万円、12歳未満の場合は1万円、妊娠4月以上の死胎児の場合は5,000円となっています。助成金支給額の根拠につきましては、平成23年度からの実施に際しまして、市民が利用しています火葬場として、近隣の自治体や揖斐広域連合、民間の火葬場の計7カ所の利用料金について調査をいたしました。この

うち、本巢市外の利用が可能な5カ所の火葬場の12歳以上の場合の利用料金につきましては、岐阜市の黙山火葬場が3万円で最も安く、最も高いのは岐阜市斎苑で6万8,000円でございます。大垣市の鶴見及び勝山斎場が3万5,000円、揖斐広域連合斎場が4万5,000円となっていました。これらの料金の平均をとり、その2分の1を補助するということで2万円の助成金支給額が算出されたものであり、以下、12歳未満は1万円、死胎児は5,000円と、おのおの半額としたものでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

今、助成金の目安として半額というふうにお聞きしましたが、これは普通の助成金という考え方ではいけないような気がしております。助成金というのは、何かをするときに手助けをするように支給されるものでありまして、葬儀に関して言えば、葬儀をやられない方も見えると思いますけど、火葬につきましては人生の最後に必ず行う行事だと思っております。こういう必ず行わなければならない行事につきまして市の助成金のルールに従って5割というのは、ちょっと私としては納得できないと思っております。

また、普通、火葬場というものは行政が環境を整えてしかるべきだと思っております。火葬場の建設にはお金がかかるという話もしましたが、その維持費もかなりのお金がかかっております。近隣市町村の火葬場の運営状況を調べてみますと、どこの市町村も火葬場を維持していくのに、今の本巢市が市民に出している助成金より、はるかに高い維持費がかかっております。お手元のほうに近隣市町村の火葬場運営状況を配らせてもらいましたが、これはちょっと市町の予算の見方がまちまちなので、参考程度に見てもらえれば結構だと思っております。岐阜市においては人件費を含んでおりませんし、揖斐川町、大野町、池田町については火葬場の起債償還負担金を含んでおりますし、瑞穂市については委託金となっております。また、年間そんなに死者数、件数は変わらないだろうということで、括弧書きのところはほかの年度の実数を入れて1件当たりの額を参考に算出したものであります。そういうふうにと考えると、本巢市は火葬をするのに行政としてもっと助成をしてもいいんじゃないかと思っております。

先ほど岐阜市の友引の際の手續に関しての話をさせてもらいましたが、揖斐の広域斎場も比較的安価に利用できるということで、最近、区域外の、区域外と申しまして本巢市、北方町の住民の利用がふえていとお聞きしております。そこで地元の方が予約がとれない、とれにくくなっているということで、この4月から予約に対しての差別をするというか、地元に対して便宜を図るというふうにお聞きしております。これは、火葬場を持っている行政としましては維持費がかかりますので、仕方がないことだなというふうに思っております。また、先般の東日本大震災におきましても、火葬場を持たない住民の火葬は、やはり火葬場を持っている住民より後回しにされたそうです。100年、200年の大災害に対してのために火葬場を持つという話をするわけではありませんが、

やっぱり持っているのと持っていないのとでは、それだけ手続にもハンディーを背負うことになるというふうに思っております。

本巢市には火葬場がありません。また、手続にもハンディーを背負っております。そして個人の費用負担も、ほかの市町村に比べて高額になっております。本巢市は今、この火葬については市民に三重苦を強いていると思っております。なるべく迅速にこの三重苦を解消する手段はないでしょうか。そういうことを踏まえて、行政として何か考えておられるか、お聞きします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

葬祭に関する行政サービスとして何か考えているかというお話です。

葬祭に関して言えば、考えられることは、今のセレモニーホールと火葬場ということでございまして、セレモニーホールで葬儀を行って火葬場へお送りして、そこで泊まっていただくということになるかと思うんですけれども、それ以外のサービスというのはなかなか考えられないことでもあります。

先ほど来お話がありますように、それぞれ斎場、火葬場を持っている市町は、やはりどうしても地元の自分のところのまず市民が確かに優先的というんですか、そういうことをしているという例は私のほうも聞き及んできております。そのためにまた料金のほうも高く設定をしながらやってきているということも知っております。

そういった中で、何か考えられるかということでもあります。端的に申し上げれば、火葬場の利用につきましても、先ほど来申し上げておりますように、市民の皆さん方には一定のルールで助成をしてきておりますので、今後、料金が高くなって市民の負担がたくさんかかるということで、値上げ等によりたくさんかかるということになれば、これは23年当時に金額を決定させていただいておりますので、今後そういった市民の負担の軽減に向けて、増額等を今後検討していきたいなというふうに思っております。

また、葬儀場所等々の問題は、先ほど来お話がありますけれども、今、市民の皆さん方、さまざまな形で葬祭の場所をとっておられまして、民間のセレモニーホールを使うところもあれば、自宅でやる、またお寺等でやられたりとか、また近年は近親者だけで行う家族葬というようなものを小ぢんまりとした形でやられたりというようなことで、年々市民の方々の葬祭の方法も本当にさまざままでございまして、こうしたものに対してある一定の何かを考えていくというのはなかなか難しい問題でもありますし、一定のルールで、そして市として何かできるということはなかなか難しいというふうに思っております。

ただ、火葬場の利用につきましても、これは等しく、自宅で行われても、そしてまたセレモニーホールで行われても、またお寺で行われても、全て最終的には火葬場はお願いをしなければならぬ。土葬をやっているところがあれば別ですけど、土葬は近年本巢市ではやっていませんで、昔は

私どもの近いところではやっておりましたが、最近そんなものはないやにお聞きしておりますので、やっているとしても少ない、ごく一部だろうと思いますけれども、火葬場の利用が大半だろうと思っております、これについては、先ほど来お話し申し上げていますように、みんな等しく同じことでございますので、市民の皆さん方の負担が大きくなるということであれば、今後この件については検討をしてみたいというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

今、岐阜県には42市町村ありますが、火葬場を持っていない行政というのは4つだけだというふうに思っております。いろんな問題があるとは思いますが、やはり私としては本巣市として火葬場を持ってほしいと思っております。持つまでにはかなり時間がかかると思われ、それまでは、せめてほかの市町村、火葬場を持っているほかの市町村並みの行政サービスをしてほしいと思っております。

今、火葬場の費用負担の増額を考えるとというふうにおっしゃっていただきましたけど、私としては、費用負担をふやすんじやなしに、ほかの市町村並みの費用を払って、残りを全部行政で持ってほしいというふうに考えております。それでまだ、ほかの市町村より行政サービスは落ちるけれども、費用負担に関してはそれで何とか同率になるんじゃないかなというふうに思っております。そのことを要望しまして、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をします。あの時計で2時40分から再開したいと思います。

午後2時22分 休憩

---

午後2時40分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、2番 江崎達己君の発言を許します。

○2番（江崎達己君）

それでは、議長より発言のお許しがありましたので、発言通告に伴いまして2点について質問させていただきます。

第1点目です。熱中症予防並びに対策に対する取り組みについてお伺いします。先月末から今月の初めにかけて、気象条件の異常気象とも言える高温の日が続いております。気象庁の発表によりますと、夏日とはその日の最高気温が25度C以上、真夏日は30度C以上、猛暑日はその日の最高気温が35度C以上というふうに発表されております。全国的に高温現象により、多くの方が医療機関に緊急搬送されております。先日のNHKの調べでは、6月1日、岐阜県揖斐川町で最高の気温の

36. 3度を観測されました。私は、この熱中症対策について、以前、平成22年の9月議会の一般質問をさせていただきました。主な内容としては、学校等にエアコンの設置をとということで、子供の健康対策ということで質問をさせていただきました。その後検討がされ、エアコンの設置に向けて今現在進んできております。

今後の本市での熱中症予防並びに対策の取り組みとして、3点質問をさせていただきます。

本市の学童、幼児園児に対する予防並びに対策について、教育長さんにお尋ねいたします。ちなみに私の質問でございますが、一括方式で質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2点目、保育園児に対する予防並びに対策について、3点目、高齢者等に対する予防並びに対策について、健康福祉部長さんにお尋ねします。

これは、平成22年の私の自治会の方でございますが、高齢者の方です。朝ちょっと畑へ行くというふうで家を出られましたが、昼になんとも帰ってみえせん。家族の方が心配して捜して、畑へ行ったんだけど、もうこんな時間まで畑をやっておらんやろうと思って、でも畑へ行くと言ったから行ってみたら、畑の中で熱中症で倒れて亡くなっておりました。そんなことから平成22年に質問をさせていただいたんですが、その後の関係も踏まえて、教育長さん、健康福祉部長さんにお尋ねいたします。

他市の取り組みとしては、広報で何度も注意喚起をなされているような都市、それから5月、6月ということでありますと、運動会のシーズン、スポーツのシーズンでもあります。水分補給をするというようなふうで注意をなされておったりしております。そんなことを踏まえてお尋ねしたいと思っております。

第2点目でございます。

次世代自動車の充電インフラ整備についてでございます。

岐阜県では、経済産業省の補助事業の取り組みとして、次世代自動車充電システムインフラ整備計画が策定されました。自動車充電器を設置する場合の補助金の補助率が、2分の1もしくは3分の2の補助となっております。

また、公共性を有する場所の指定も行っております。この場合、公共性を有するというものの要件として3点ほどが掲げられております。充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入れる場所であること。2番目、充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。3番目、利用者を限定しないことというようなことを公共性としてうたっておみえです。

また、設置目標として、充電には急速充電と普通充電とがあるそうです。急速充電器の設置目標は、主な設備想定箇所として道の駅、市役所、公共施設、公共施設の中には公民館だとか、文化センターだとか、スポーツ施設等があるようですが、そういったところの急速の充電の関係。それから普通充電器の設置目標、ちなみに先ほどの急速充電は、県としては県下で252基を設置したいという目標を立てておみえです。普通充電機器の目標は県下で555基、観光地等の長時間滞在する場所であるということで、充電が活用できるため、観光客の入り込み客数の調査結果とともに、県内での必要台数として555基を計画されたそうです。

また、国内大手の自動車メーカー、大きなところでトヨタ、日産、本田、三菱が共同プロジェクトを設けられまして、これは平成25年11月12日よりの発足だそうです。充電インフラ普及支援プロジェクトが発足して支援活動を行っておみえです。支援対象項目としては、ほぼ全部です。充電器の設置費用、維持費用、電力基本料金、また電気代など。ただし、条件のうち、国の補助申請期限が平成27年2月27日までとなっております。もうだんだん迫ってきております。また、充電設備及びその支払いが平成27年10月30日までに完了する見込みであることなどの一定の要件もあるようです。

本巢市として、道の駅や、補助対象となる観光施設等の要件を満たす整備箇所があり、本市への交流人口の増、観光の振興、産業の振興、経済波及効果の期待がされます。ぜひこうした高額な補助が受けられる制度、こういった多方多施策の活用をし、有効に設置してはどうか。私は期待しております。

そこで、本市での設置に対する考えを市長さんに質問させていただきます。

そして、県のこの事業をインターネットでちょっと調べてみましたら、岐阜県の次世代自動車充電システムのインフラ整備計画によりますと、設置ビジョンで、本市では急速充電機器整備の必要基数ということで、旧本巢町で1台、真正で1台、糸貫1台、根尾で1台というふうで4台、道の駅を中心としたところが計画に上げられているそうです。また、普通充電の設備の必要基数としては、これまた普通充電は多いんですね、旧本巢で3台、真正で2台、糸貫で2台、根尾で2台というふうであります。ちなみに道の駅は、岐阜県内、全国で見ますと岐阜県は道の駅の数で全国で第2位、54カ所の道の駅があるそうです。こういったことも踏まえながら御回答等いただければありがたいです。

もう一度補足になりますが、この整備事業に対しましては、ことしの1月18日、省エネ・新エネ市町村担当者会議が開催されたそうです。整備計画の策定に向けた協力依頼が各市町村にあったようです。また、1月末から2月の初めに各市町村にアンケート調査が実施され、インフラ整備に対する設置すべき箇所についても照会がされたようなことを聞いております。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（若原敏郎君）**

1項目め、熱中症予防並びに対策に対する取り組みについての質問の1番、学童に対する予防対策はについての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

熱中症予防並びに対策に対する取り組みについての1点目、学童に対する予防並びに対策についてお答えさせていただきます。

本市の小・中学校における熱中症予防とその対策につきましては、学校保健会の医師の指導も受け、小まめな健康観察を行うとともに、適切な休憩や水分補給に努めておるところであります。さらに、生理食塩水の準備など、暑さで調子を崩す子どもへの適切な対応を行っております。また、

朝食や十分な睡眠など規則正しい生活の指導について、保健だよりを通しまして各家庭にも働きかけ、御協力をいただいているところでございます。

屋内での対策につきましては、気温や湿度が高いときには、これまでも特別教室のエアコンを有効に活用してまいりましたが、本年度設置を進めております普通教室のエアコンにつきましても適切に活用しながら、熱中症の予防に努めてまいりたいと思います。

屋外の活動の対策といたしましては、これまでも活動前のグラウンドへの散水や、テント、木陰などの日陰の確保、さらにはミストシャワーの設置につきましても学校ごとに工夫しながら対応をしているところであります。昨年度より、市内7校の小学校につきましては、9月から5月末に運動会を変更して実施しております。運動会の当日は大変暑くなりましたが、約1カ月にわたる練習期間におきましては気温もそれほど上がらず、熱中症対策の効果が上がったと捉えております。

今後も児童・生徒の安全を第一に考え、熱中症防止の徹底を図ってまいりたいと思います。以上です。

**○議長（若原敏郎君）**

1項目め、熱中症予防並びに対策に対する取り組みについての質問の2点目、保育園児等に対する予防対策はと、3点目、高齢者に対する予防対策はの2点についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、保育園児等に対する予防並びに対策はにつきましてお答えをいたします。

熱中症は、気温などの環境条件だけではなく、体調や暑さに対するなれなどが影響して起こります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い日や風のない日、また体調の悪い場合などは注意が必要となります。特に子どもや高齢者は、暑さに対する感覚や体温調整機能が十分でないため、より熱中症になりやすく、注意が必要となります。

そこで、熱中症の予防としましては、園児の健康チェックを毎日行い、日差しの強いときは屋外での活動を控えるとともに、室内の温度を適切に管理するなど、熱中症の予防に努めております。また、いつでも水分補給ができるように各教室にウォータークーラーを設置しております。

熱中症の対策としましては、保護者の方に乳幼児健診や育児相談等で熱中症予防に対する啓発を行っていくとともに、万が一に備え、医療機関等と連携をしながら、応急手当ができるよう職員研修を実施するなど、熱中症への対応に万全を期しております。また、屋内での対策としまして、一部、幼稚園でエアコンの未設置のところがありますが、今後、設置に向けての計画をしているところでございます。

幸いにして、市内の保育園、幼稚園、幼児園、また子どもセンターにおける熱中症の発症により医療機関へ搬送されるという案件は、調査した結果、過去5年間はありませんでした。今後も園児の園生活を注視しながら予防に努めてまいります。

続きまして3点目の、高齢者等に対する予防並びに対策はにつきましてお答えをいたします。

高齢者等に対する熱中症予防の取り組みにつきましては、民生委員児童委員協議会におきまして熱中症予防のチラシを配布し、高齢者等の見守り時に熱中症予防の注意喚起を呼びかけてまいります。また、本巣市社会福祉協議会で実施をされております、65歳以上の高齢者世帯、障害者世帯及びひとり暮らしの高齢者への月2回の給食サービス事業、また75歳以上のひとり暮らしの高齢者及び90歳以上の高齢者に弁当等を届ける、まごころ給食サービス事業において高齢者宅を訪問した際や、地域見守りネットワーク協力事業所による高齢者の見守り時に、熱中症予防の呼びかけを実施してまいります。さらに、気象庁から高温注意報が発表され、熱中症予防の注意が必要な場合は、防災行政無線を利用して注意を呼びかけたいと考えております。

また、高齢者等の熱中症対策の取り組みといたしましては、ひとり暮らしの高齢者に、毎月、日用品を持って訪問する友愛訪問事業におきまして、熱中症予防対策用の食品であるとか物品を配付し、熱中症予防対策に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

2項目め、次世代自動車充電インフラ整備についての質問の1項目め、本巣市内での設置に対する考えはについての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、次世代自動車の充電インフラ整備につきましてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど江崎議員のほうから、るる県の取り組み、それから自動車業界等の取り組み等々いろいろ御説明がございました。そういったことを受けまして、前向きにまた御答弁のほうさせていただきたいと思っております。

議員御質問のように、岐阜県では自動車充電インフラ整備計画というのを策定いたしておきまして、県全域が早期に次世代自動車の行動範囲となるよう、充電インフラのネットワークの確立を目指してきているところでもございます。

その計画によりますと、先ほど江崎議員のほうからお話ございましたけれども、ちょっと重複しますけれども、お話し申し上げますけれども、道の駅や交通量が多い地域、また観光地等への導入を促進しておりまして、2020年には岐阜県全体で急速充電器252基、普通充電器555基を必要な整備数ということで算出いたしております。そのうち本市におきましては、先ほどお話をいたしましたけれども、4つの急速充電器と9つの普通充電器の必要推計値というのが県の計画の中で算出されているところでもございます。

こうした県の計画の現時点での計画進捗率というのが、急速充電器が23%、普通充電器が8.8%というような状態になっておりまして、充電器のインフラ整備というのは現在のところ余り進んでいないような状況に聞いております。その背景といたしましては、先ほどもおっしゃられましたけれども、電気自動車に関しまして車種が少ないということでもありまして、国産5車種、それからハイブリッド車のほうでは国産3車種、それだけしか販売されていないというようなことで、消費者の選択肢が少ないということで、なかなか普及が進んでいないということのようでもございます。

しかし、次世代自動車というのは化石燃料を使用せず、二酸化炭素の排出量の削減によって地球温暖化防止が期待できるというような環境面において魅力がございます。そういったことで、今後そういったものへの関心が高まってきて、また車種も多くなって、そういったものへの関心が出てくれば、これから普及していくんじゃないだろうかというふうに思っています。

またもう1点、欠点と言ってはあれですが、もう1つ普及しない理由のところ、今現在の電気自動車の性能からいきますと、航続距離とか充電時間というのが若干多くかかるというようなことで、利便性の面において、いわゆるガソリン等を使う自動車に比べるとそういう不便さがあるというようなことで、それが課題にもなっているということでもございます。

しかし、こういうことも、先ほど申し上げましたように、まだまだ自動車のほうもどんどん整備が進んできて、もっと効率のいいものになり、そしてまた地球環境問題への関心も高まってまいりますと、消費者ニーズも大きく変わっていくんじゃないだろうかというふうに思っております。

ちなみに、岐阜県の26年5月末時点の電気自動車の保有台数を調べてみますと約2,000台程度ということで、県の走っておる車の1%未満という、そんな状況でもございます。しかし、先ほど私が申し上げましたように、次世代自動車の課題が克服されて、そしてまた環境への意識も高まって、そしてまた消費者ニーズというのも増加してくるということを想定もされておまして、そうしますと、こうした充電インフラの整備ということも必然的に必要になってくるということでもございます。

そういったことから、本巣市といたしましては、やはりちょっと先行的に設置を検討していかなくちゃならないなというふうに考えておまして、環境対策への貢献、また先ほど来議員のお話もございましたけれども、充電設備を整備することによりまして集客、お客さんにも来ていただいて交流人口の増にもつながるというようなことも想定されるということで、本巣市内において、道の駅など、公共施設で人が多く集まる場所へできるだけ早急に設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、本巣市内でちょっと見ておりますと、真正地域の日産のところと、それからモレラにはこういった充電の設備が既に整備されておりますので、できれば北のほうで、本巣、また根尾の地域のほうで整備を検討していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

ちょっと質問は前後するかもしれませんが。まず市長のお答えのことからちょっと、思いだけを言わせていただきます。

ことしの4月の淡墨桜のおもてなし事業があった日でございますが、他県の方が見えまして、その方の車は大体、今の市長の話じゃない、航続距離が少ないというのがありましたけれども、いや、もう充電がすぐ減るんだけど、どこへ行ったらいいんでしょうかと言われたけど、お答えとして

は誰も言えなかった。どこに本巢市は設置してあるのかがよくわからなくて、さんざんお尋ねしたところ、本巢じゃない、違うところを紹介されて、何とかかんとか走っていきますわと行って行かれたという事例があったことをお聞きしました。

それともう1つ、先ほど市長の話もありましたけれども、道の駅だとか、そういうところに充電器があれば、充電する期間、急速充電だと一番速いので15分ぐらいだそうです。15分間充電しながらぼうっとしておるわけにいきません。道の駅だから、そこには物販もあります。そんならちょっと買い物も中を見てみようかなとか、例えば根尾の温泉、それから四季彩館、それからあそこに販売所がありますけど、ああいうところでしたら、充電しておる間、お風呂へちょっと入ってこようとか、ちょっと買い物してみようとか、そういうことがまたいろんな面につながってくるんじゃないかと思われまますので、これは高率の補助が受けれるのはある一定期限がありますので、速やかに御検討を願って、できれば設置をしていただければ幸いかと思っております。

それから熱中症に対する考え方でございますが、熱中症に対するお答えは、私が聞いている限りは95点ぐらい差し上げたいと思っておりますが、残り5点でございますが、ソフト面・ハード面あります。大変いろんな対策をとってみえますが、今度は逆に一般の方も、きょうはこんなに暑い日やでやっぱり熱中症があれかというふうにわかるような、電光表示みたいなものがその施設の外にあれば、市民にもわかる。例えば自転車で行く方、車で行く方、歩いて見える方が、市役所のそばへ来たり、小学校の近くへ来たり、市の施設のところへ来たら、例えば「熱中症注意」だとか、いろんな電光表示なんかをすると、ああ、きょうはやっぱり暑いで気をつけないかんわというような注意喚起にもつながってくるんじゃないかと思っておりますので、やっぱりそういうものはソフト面とハード面と両面合わせて行っていただければ対策の一つになっていくんじゃないかと思っております。これは私の感想でございます。

非常に丁寧なわかりやすい答弁で、また気持ちのよい答弁でございました。ありがとうございました。

---

## 散会の宣告

### ○議長（若原敏郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月26日木曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員